【府地域防災計画　変更箇所一覧】

| 府地域防災計画（平成26年3月） | 今回変更 |
| --- | --- |
| 総　　則　　　　目　　次  第１節　目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3  　　　第１　計画の目的  　　　第２　計画の構成  第３　災害想定  第２節　防災の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5  第３節　防災関係機関の基本的責務と業務大綱・・・・・・・・・・・ 6  第１　防災関係機関の基本的責務  第２　防災関係機関の業務大綱  第４節　住民、事業者の基本的責務・・・・・・・・・・・・・・・・ 21  第１　住民の基本的責務  第２　事業者の基本的責務  第３　住民・事業者・公共機関等の連携による府民運動の展開  第５節　計画の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22    災　害　予　防　対　策　　　　目　　次  第１章　防災体制の整備  第１節　総合的防災体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27  　　　第１　組織体制の整備  　　　第２　防災拠点機能の確保、充実  　　　第３　装備資機材等の備蓄  　　　第４　防災訓練の実施  　　　第５　広域防災体制の整備  　　　第６　人材の育成  　　　第７　防災に関する調査研究の推進  　　　第８　自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備  　　　第９　自治体被災による行政機能の低下等への対策  　　　第１０　事業者、ボランティアとの連携  第２節　情報収集伝達体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39  　　　第１　災害情報収集伝達システムの基盤整備  　　　第２　情報収集伝達体制の強化  　　　第３　災害広報体制の整備  　　　第４　気象観測体制の整備  第３節　消火・救助・救急体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・ 43  　　　第１　市町村  　　　第２　府  　　　第３　府警察  　　　第４　第五管区海上保安本部  第５　連携体制の整備  第４節　災害時医療体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46  　　　第１　災害医療の基本的考え方  　　　第２　医療情報の収集・伝達体制の整備  　　　第３　現地医療体制の整備  　　　第４　後方医療体制の整備  　　　第５　医薬品等の確保体制の整備  　　　第６　患者等搬送体制の確立  　　　第７　個別疾病対策  　　　第８　関係機関協力体制の確立  　　　第９　医療関係者に対する訓練等の実施  第５節　緊急輸送体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52  　　　第１　陸上輸送体制の整備  　　　第２　航空輸送体制の整備  　　　第３　水上輸送体制の整備  　　　第４　輸送基地の確保  　　　第５　輸送手段の確保  　　　第６　交通規制・管制の確保  第６節　避難受入れ体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55  　　　第１　避難場所、避難路の指定  　　　第２　避難場所、避難路の安全性の向上  　　　第３　避難所の指定、整備  　　　第４　避難誘導体制の整備  　　　第５　広域避難体制の整備  　　　第６　応急危険度判定体制の整備  　　　第７　応急仮設住宅等の事前準備  　　　第８　斜面判定制度の活用  　　　第９　罹災証明書の発行体制の整備  第７節　緊急物資確保体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61  第１　給水体制の整備  　 　第２　食料・生活必需品の確保  第８節　ライフライン確保体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・ 64  第１　上水道・工業用水道  　 　 第２　下水道  　 　 第３　電力  　 　 第４　ガス  　 　 第５　電気通信  　 　 第６　住民への広報  第９節　交通確保体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69  　　　第１　鉄軌道施設  　　　第２　道路施設  　　　第３　港湾施設、漁港施設  　　　第４　空港施設  第１０節　避難行動要支援者支援体制の整備・・・・・・・・・・・・ 70  　　 第１　障がい者・高齢者等に対する支援体制整備  　　　第２ 社会福祉施設の取組み  第３　福祉避難所の指定  第４　外国人に対する支援体制整備  第５　その他の要配慮者に対する配慮  第１１節　帰宅困難者支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・ 73  第１　帰宅困難者対策の普及・啓発活動  第２　駅周辺における滞留者の対策  第３　道路・鉄道情報共有のしくみの確立と啓発  第４　代替輸送確保の仕組み  第５　徒歩帰宅者への支援  第２章　地域防災力の向上  第１節　防災意識の高揚・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77  　　　第１　防災知識の普及啓発  　　　第２　防災教育  　第３　災害教訓の伝承  第２節　自主防災体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80  第１　地区防災計画の策定等  　　　第２　自主防災組織の育成  　　　第３　事業者による自主防災体制の整備  　　　第４　救助活動の支援  第３節　ボランティアの活動環境の整備・・・・・・・・・・・・・・ 83  第４節　企業防災の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84  第３章　災害予防対策の推進  第１節　都市防災機能の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87  　　　第１　防災空間の整備  　　　第２　都市基盤施設の防災機能の強化  　　　第３　密集市街地の整備促進  　　　第４　建築物の安全性に関する指導等  　　　第５　文化財  第６　ライフライン・放送施設災害予防対策  第７　災害発生時の廃棄物処理体制の確保  第２節　地震災害予防対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95  第１　大阪府地震防災アクションプランの推進  第２　大規模地震の被害想定（平成18年度公表）  　　　第３　大規模地震の被害想定（平成25年度公表）  第４　大阪府地震防災アクションプランの概要  第５　地震・津波観測体制の整備  第６　建築物の耐震対策等の促進  第７　土木構造物の耐震対策等の推進  第８　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備  第３節　津波災害予防対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104  　　　第１　想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方  　　　第２　ハード・ソフトを組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくりの推進（「津波防災地域づくりに関する法律」）  　　　第３　防潮堤等の整備等  　　　第４　津波・高潮ステーション  第５　津波から「逃げる」ための総合的な対策  第４節　水害予防対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111  　　　第１　洪水対策  　　　第２　高潮対策  　　　第３　水害減災対策  　　　第４　下水道の整備  　　　第５　ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策  第６　地盤沈下対策  第５節　土砂災害予防対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・ 117  　　　第１　土砂災害警戒区域等における防災対策  　　　第２　土石流対策（砂防）  　　　第３　地すべり対策  　　　第４　急傾斜地崩壊対策  　　　第５　土砂災害警戒情報の作成・発表  　　　第６　山地災害対策  　　　第７　宅地防災対策  　　　第８　道路防災対策  第６節　危険物等災害予防対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・ 120  　　　第１　危険物災害予防対策  　　　第２　高圧ガス災害予防対策  　　　第３　火薬類災害予防対策  　　　第４　毒物劇物災害予防対策  　　　第５　危険物積載船舶等災害予防対策  　　　第６　管理化学物質災害予防対策  　　　第７　石油コンビナート等災害予防対策  第７節　火災予防対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 124  　　　第１　建築物等の火災予防  　　　第２　林野火災予防    災　害　応　急　対　策　　　　目　　次  第１章　活動体制の確立  第１節　組織動員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 129  第１　府の組織体制  　　　第２　府の動員配備体制  　　　第３　市町村の組織動員配備体制  　　　第４　関西広域連合の組織動員配備体制  　　　第５　防災関係機関の組織動員配備体制    第２節　自衛隊の災害派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 135  　　　第１　知事の派遣要請  　　　第２　自衛隊の自発的出動基準  　　　第３　派遣部隊の受入れ  　　　第４　派遣部隊の活動  　　　第５　撤収要請  第３節　広域応援等の要請・受入れ・支援・・・・・・・・・・・・・ 138  　　　第１　府  　　　第２　府公安委員会  　　　第３　市町村  　　　第４　広域応援等の受入れ  　　　第５　緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の設置及び派遣  第４節　災害緊急事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143  第２章　情報収集伝達・警戒活動  第１節　警戒期の情報伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 147  　　　第１　気象予警報の伝達  第２　土砂災害警戒情報の伝達  第３　津波警報・注意報等の伝達  第４　住民への周知  第２節　警戒活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 174  　　　第１　気象観測情報の収集伝達  　　　第２　水防警報及び洪水予報等  　　　第３　水防活動  　　　第４　土砂災害警戒活動  　　　第５　異常現象発見時の通報  第６　ライフライン・交通等警戒活動  　　　第７　在港船舶避難活動  　　　第８　流木防止活動  第３節　津波警戒活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 183  第１　避難対策等  第２　水防活動  第３　ライフライン・放送事業者の活動  第４　交通対策  第５　在港船舶に対する周知活動  第６　流木防止活動  第４節　発災直後の情報収集伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・ 189  　　　第１　情報収集伝達経路  　　　第２　府における情報収集伝達  　　　第３　市町村における情報収集伝達  　　　第４　防災関係機関の情報収集伝達  　　　第５　通信手段の確保  第５節　災害広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 193  　　　第１　災害広報  　　　第２　報道機関との連携  　　　第３　広聴活動の実施  第３章　消火、救助、救急、医療救護  第１節　消火・救助・救急活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 199  　　　第１　市町村  　　　第２　府  第３　府警察  　　　第４　第五管区海上保安本部  　　　第５　各機関による連絡会議の設置  　　　第６　自主防災組織  　　　第７　惨事ストレス対策  第２節　医療救護活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 201  　　　第１　医療救護活動に関する府の組織体制  　　　第２　医療情報の収集・提供活動  　　　第３　現地医療対策  　　　第４　後方医療対策  　　　第５　医薬品等の確保・供給活動  　　　第６　個別疾病対策  第４章　避難行動  第１節　避難誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 209  　　　第１　避難指示、避難勧告、避難準備情報  　　　第２　洪水、高潮、土砂災害による避難準備の指示  　　　第３　住民への周知  　　　第４　避難者の誘導等  　　　第５　被災者の運送  　　　第６　警戒区域の設定  第２節　避難所の開設・運営等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 213  　　　第１　避難所の開設  　　　第２　避難所の管理、運営  　　　第３　避難所の早期解消のための取組み等  第３節　避難行動要支援者への支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 216  　　　第１　避難行動要支援者の被災状況の把握等  　　　第２　被災した避難行動要支援者への支援活動  第４節　広域一時滞在・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 218  第５章　交通対策、緊急輸送活動  第１節　交通規制・緊急輸送活動・・・・・・・・・・・・・・・・・ 221  　　　第１　陸上輸送  　　　第２　水上輸送  　　　第３　航空輸送    第２節　交通の維持復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 225  　　　第１　交通の安全確保  　　　第２　交通の機能確保  第６章　二次災害防止、ライフライン確保    第１節　公共施設応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 229  　　　第１　公共土木施設等  　　　第２　公共建築物  　　　第３　応急工事  第２節　民間建築物等応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 231  　　　第１　民間建築物等  　　　第２　危険物等  　　　第３　放射性物質  第４　文化財    第３節　ライフライン・放送の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 233  　　　第１　被害状況の報告  　　　第２　ライフライン事業者における対応  　　　第３　放送事業者における対応  第４節　農林水産関係応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 236  　　　第１　農業用施設  　　　第２　漁港施設  　　　第３　農作物  　　　第４　畜産  　　　第５　林産物  第７章　被災者の生活支援  第１節　オペレーション体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 241  第２節　住民等からの問い合わせ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 241  第３節　災害救助法の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 242  　　　第１　法の適用  　　　第２　救助の内容  第４節　緊急物資の供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 243  　　　第１　物資等の運送要請  　　　第２　給水活動  　　　第３　食料・生活必需品の供給  第５節　住宅の応急確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 246  　　　第１　被災住宅の応急修理  　　　第２　住居障害物の除去  　　　第３　応急仮設住宅の建設  　　第４　応急仮設住宅の運営管理  　　　第５　公共住宅への一時入居  　　　第６　住宅に関する相談窓口の設置等  　　　第７　他府県への応急仮設住宅用地の要請  　　　第８　建設用資機材等の調達  第６節　応急教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 248  　　　第１　教育施設の応急整備  　　　第２　応急教育体制の確立  　　　第３　就学援助等  第７節　自発的支援の受入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 250  　　　第１　ボランティアの受入れ  　　　第２　義援金品の受付・配分  　　　第３　海外からの支援の受入れ  第４　日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等  第８章　社会環境の確保  第１節　保健衛生活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 257  　　　第１　防疫活動  　　　第２　食品衛生監視活動  　　　第３　被災者の健康維持活動  　　　第４　応援要請  　　　第５　動物保護等の実施    第２節　廃棄物の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 261  　　　第１　し尿処理  　　　第２　ごみ処理  　　　第３　災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理    第３節　遺体の処理、火葬等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 263  　　　第１　府警察、第五管区海上保安本部  　　　第２　市町村  　　　第３　府    第４節　社会秩序の維持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 265  　　　第１　住民への呼びかけ  　　　第２　警戒活動の強化  　　　第３　暴力団排除活動の徹底  　　　第４　物価の安定及び物資の安定供給    付編：東海地震の警戒宣言に伴う対応　　目　次  第１章　総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 269  　　　第１　目的  　　　第２　基本方針  第２章　東海地震注意情報発表時の措置・・・・・・・・・・・・・・・ 270  　　　第１　東海地震注意情報の伝達  　　　第２　警戒態勢の準備  第３章　警戒宣言が発せられた時の対応措置・・・・・・・・・・・・・ 271  　　　第１　東海地震予知情報等の伝達  　　　第２　警戒態勢の確立  　　　第３　住民等に対する広報    事故等災害応急対策　　目　次  第１節　海上災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 277  第１　府の組織動員  　　　第２　通報連絡体制  　　　第３　事故発生時における応急措置  　　　第４　事故対策連絡調整本部の設置  第２節　航空災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 285  　　　第１　府の組織動員  　　　第２　大阪国際空港  　　　第３　関西国際空港  　　　第４　八尾空港  　　　第５　その他の地域  第３節　鉄道災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 295  　　第１　府の組織動員  　　　第２　情報収集伝達体制  　　　第３　鉄軌道事業者の災害応急対策  第４節　道路災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 298  　　　第１　府の組織動員  　　　第２　情報収集伝達体制  　　　第３　道路管理者の災害応急対策  第５節　危険物等災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 301  　　　第１　府の組織動員  　　　第２　危険物災害応急対策  　　　第３　高圧ガス災害応急対策  　　　第４　火薬類災害応急対策  　　　第５　毒物劇物災害応急対策  　　　第６　管理化学物質災害応急対策  　第６節　高層建築物、地下街、市街地災害応急対策・・・・・・・・・ 308  　　　第１　府の組織動員  　　　第２　通報連絡体制  　　　第３　火災の警戒  　　　第４　市町村  　　　第５　府警察  　　　第６　大阪ガス株式会社  　　　第７　高層建築物、地下街の管理者等  　第７節　林野火災応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 313  　　　第１　府の組織動員  　　　第２　市町村の活動体制  　　　第３　防災関係機関等の活動体制  　　　第４　火災通報等  　　　第５　火災の警戒    災 害 復 旧 ・ 復 興 対 策　　目　次  第１章　災害復旧対策  　第１節　復旧事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 319  第１　被害の調査  　　　第２　公共施設等の復旧  　　　第３　激甚災害の指定  　　　第４　激甚災害指定による財政援助  　　　第５　特定大規模災害  　第２節　被災者の生活確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 321  　　　第１　災害弔慰金等の支給  　　　第２　災害援護資金・生活資金等の貸付  　　　第３　罹災証明書の交付等  　　　第４　租税等の減免及び徴収猶予等  　　　第５　雇用機会の確保  　　　第６　住宅の確保等  　　　第７　被災者生活再建支援金  第３節　中小企業の復旧支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 326  　　　第１　府の措置  　　　第２　資金の融資  　第４節　農林漁業関係者の復旧支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 327  　　　第１　府の措置  　　　第２　資金の融資  　第５節　ライフライン等の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 328  第２章　災害復興対策  第１節　復興に向けた基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・ 333  　第２節　府における復興に向けた組織・体制整備・・・・・・・・・・ 333  　　　第１　復興対策本部の設置  　　　第２　関係機関との調整  第３節　府における復興計画等の策定・・・・・・・・・・・・・・・ 334  　　　第１　基本方針（基本方向）の決定  　　　第２　復興計画の策定  　　　第３　復興計画の内容  第４　復興財源の確保  第４節　市町村における復興に向けた取組み・・・・・・・・・・・・ 335    第５節　関西広域連合における復興に向けた取組み・・・・・・・・・ 336  第１節　目 的 等  第１　計画の目的  （略）  第２　計画の構成    （略）  第３　災害想定  この計画においては、本府の地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、次のとおり発生し得る災害を想定した。  １　地震災害  ２　津波災害  ３　風水害  ４　海上災害  ５　航空災害  ６　鉄道災害  ７　道路災害  ８　危険物等災害  ９　高層建築物、地下街及び市街地災害  10　林野火災  11　原子力災害  12　竜巻災害    第２節　防災の基本方針  我が国の成長を支える大都市・大阪において、防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。大阪府防災会議では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓として、府域における災害対策を進めてきた。今般、南海トラフ巨大地震に伴う被害想定の結果、甚大な被害をもたらす恐れが明らかとなったことから、災害対策の一層の充実強化を進めていくこととする。  災害対策にあたっては、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念に据えることとした。具体的には、Ⅰ 命を守る、Ⅱ 命をつなぐ、Ⅲ 必要不可欠な行政機能の維持、Ⅳ 経済活動の機能維持、Ⅴ 迅速な復旧・復興の５つを基本方針として対策を講じていくこととする。そのためには、各防災機関は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていく必要がある。それと同時に、住民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、ボランティア等が、各防災機関と一体となって取組みを進めていかなければならない。  また、災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の３段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的にＰＤＣＡサイクルを適用して、改善を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていくこととする。  各段階では、まず災害予防段階においては、周到かつ十分な対応が重要となる。レベル１の地震・津波に対しては、被害抑止につながるハード対策を確実に実施して、被害ゼロを目指す防災を実現する。さらに、極低頻度のレベル２の地震・津波に対しては、ハード対策とともに、避難によって、人命を守ることを最優先として、被害軽減につながる自助・共助としての避難対策や地域コミュニティの活用、公助としての災害情報の充実等のソフト対策を組み合わせた減災を目指す。すなわち、ソフトとハード対策の組み合わせによる多重防御の考え方を基本とする。但し、大阪には８８０万人にも及ぶ多くの人口が集中するとともに、被害によって大阪が機能不全に陥ると、全国的にみても、社会・経済的に多大な影響を与えることが懸念されることから、特に津波対策の根幹をなす防潮堤対策等については、より安全を重視したレベル１＋αのハード対策に取り組むこととする。  災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。一旦被害が発生したときには、的確な避難誘導や要配慮者の保護はもとより、被害規模を可能な限り早期に把握し、正確で詳細な情報収集を行う。そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。また、被災者の気持ちにより添うことを基本に、年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。とりわけ、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対して、地域コミュニティと協力して、きめ細かな支援を実施する。  災害復旧・復興段階では、適切かつ速やかな対応が重要となる。ライフライン施設等の早期復旧は最優先事項であり、それとともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、事前に検討し、方針の明示に努める。  以上を基本方針として、大阪府域における災害対策を進めることとする。    第３節　防災関係機関の基本的責務と業務大綱  防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、防災対策を総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努める。  第１　防災関係機関の基本的責務    １　府    （略）  ２　市町村    （略）  ３　関西広域連合  　関西広域連合は、大規模広域災害が発生した際には、関西圏域（関西広域連合構成団体及び連携県（福井県、三重県及び奈良県）の区域）内の応援・受援の調整、全国からの応援の調整、及び関西圏域外への応援の調整を行い、防災・減災力の向上を図るための事業の企画・実施を行う。  ４　指定地方行政機関    （略）  ５　指定公共機関、指定地方公共機関    （略）  第２　防災関係機関の業務大綱  １　府  　(1) 大阪府市大都市局  □大阪市災害対策本部危機管理部の分掌事務に関すること    　(2) 政策企画部（危機管理室）  □府の防災・危機管理対策の総合調整に関すること  □大阪府防災会議の事務に関すること  □大阪府災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること  □市町村等防災関係機関との調整に関すること  □市町村地域防災計画の指導に関すること  □消防計画の指導に関すること  □消防力の強化に関すること  □消火活動に係る広域応援に関すること  □救助・救急活動に関すること  □自主防災組織体制の整備に関すること  □ボランティアの活動環境の整備に関すること  □防災に係る教育、訓練に関すること  □防災拠点の管理・運営に関すること  □防災行政無線の整備等に関すること  □被害情報の収集・伝達に関すること  □災害記録に関すること  □災害救助法に関すること  □災害弔慰金の支給等に関する法律に関すること  □被災者生活再建支援法に関すること  □避難行動に関すること  □応急仮設住宅の事前準備に関すること  □災害用物資・資機材の備蓄及び調達に関すること  □救助物資等の緊急輸送に関すること  □義援物資に関すること  □緊急調査員の編成に関すること  □国・市町村との連絡に関すること  □自衛隊との連絡、調整に関すること  □他府県との相互応援に関すること  □津波対策に関すること  □危険物の防災対策に関すること  □高圧ガス・火薬類の防災対策に関すること  □環境放射線モニタリング設備等の整備及び維持、管理に関すること  □緊急時環境放射線モニタリングに関すること  □安定ヨウ素剤の整備・保管に関すること  (3) 政策企画部（危機管理室以外）  　　□国に対する緊急要望に関すること  　　□復興に係る府政の総合企画及び調整に関すること  　　□報道機関との放送協定に基づく緊急放送に関すること  　　□報道機関との連絡に関すること  (4) 総務部, (5) 財務部  （略）    (6) 府民文化部  □災害広報に関すること  □府民からの相談に関すること  □物価の監視・安定に関すること  □私立学校等における防災計画等についての状況把握に関すること  □大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校の防災に関すること  □海外からの支援団の活動支援に関すること  □外国政府関係機関等との連絡調整に関すること  (7) 福祉部  □義援金に関すること  □所管福祉施設入所者の避難計画に関すること  □大阪府社会福祉協議会が設置運営する災害時ボランティアセンターの運営にかかる  連絡・調整に関すること  □要援護高齢者、障がい者等の避難に関すること  □要援護高齢者、障がい者等に対する福祉サービスに関すること  (8) 健康医療部  □災害時の医療体制の整備計画に関すること  □医療救護班の活動に関すること  □民間医療施設の防災計画に関すること  □医師会等の協定に関すること  □監察医業務に関すること  □救急医療体制の充実に関すること  □救急医療情報センターの情報把握に関すること  □災害時における保健衛生に関すること  □防疫に関すること  □地方独立行政法人大阪府立病院機構（府立病院）に係る災害時の医療体制の整備計画  に関すること  □毒物・劇物の災害予防に関すること  □災害時の死体処理に係る火葬計画に関すること  □粉乳の調達斡旋に関すること  □食品衛生の監視及び感染症対策に関すること  □し尿処理施設の維持管理に関すること  □水道施設の耐震化事業に係る指導に関すること  □水道施設の被害状況の把握に関すること  □水道の広域応援の要請に関すること  □飲料水の摂取制限等に関すること  □水道施設の災害復旧事業計画に係る指導に関すること  (9) 商工労働部～(13) 会計局  （略）  (14) 教育委員会  □防災教育に関すること  □災害時の応急教育に関すること  □児童及び生徒の避難に関すること  □被災児童及び生徒の就学援助に関すること  □被災児童及び生徒の救護に関すること  □避難所の開設等に対する協力に関すること  □文化財応急対策に関すること  ２　大阪府警察～４　関西広域連合  （略）  ５　指定地方行政機関  (1) 近畿管区警察局～(7) 近畿農政局  （略）  (8) 近畿農政局（大阪地域センター）  □応急用食料品及び米穀の供給に関すること    (9) 近畿中国森林管理局～(16) 近畿地方環境事務所  （略）  ６　自衛隊（陸上自衛隊第３師団）  （略）  ７　指定公共機関及び指定地方公共機関  (1) 日本郵便株式会社近畿支社～(5) 日本赤十字社（大阪府支部）  （略）  (6) 日本放送協会（大阪放送局）  □防災知識の普及等に関すること  □災害時における放送の確保対策に関すること  □緊急放送・広報体制の整備に関すること  □気象予警報等の放送周知に関すること  □避難所等への受信機の貸与に関すること  □社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること  □災害時における広報に関すること  □災害時における放送の確保に関すること  □災害時における安否情報の提供に関すること  (7) 西日本高速道路株式会社（関西支社）  （略）  (8) 独立行政法人水資源機構（関西支社）  □ダム施設等の整備と防災管理に関すること  □水防に関すること  (9) 阪神高速道路株式会社  （略）  (10) ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）  □電気通信設備の整備と防災管理に関すること  □応急復旧用通信施設の整備に関すること  □津波警報、気象警報の伝達に関すること  □災害時における重要通信確保に関すること  □災害関係電報・電話料金の減免に関すること  □被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること  (11) 大阪ガス株式会社～(29) 大阪広域水道企業団  （略）  (15) 独立行政法人国立病院機構本部近畿ブロック  □国立病院等が実施する災害医療活動等の調整に関すること  (16) 地方独立行政法人大阪府立病院機構～(29) 大阪広域水道企業団  （略）  ８　原子力事業者  （略）  第４節　住民、事業者の基本的責務  第１　住民の基本的責務  自らの安全は自ら守るのが防災の基本であることから、住民はその自覚を持ち、平常時より、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加等、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・避難行動要支援者への援助、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。  第２　事業者の基本的責務  　事業者は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「ＢＣＰ」という。）を作成するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めなければならない。  　また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。  第３　住民・事業者・公共機関等の連携による府民運動の展開  （略）    第５節　計画の修正  （略）    〔注　記〕  本計画における用語について  住　民・・・・・・府域に住所を有する者、他府県から府の地域に通学・通勤する者及び災害時に府の地域に滞在する者等を含める。  要配慮者・・・・・高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。  避難行動要支援者・・・要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑  かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。  市町村・・・・・・市町村の部課等、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団）を含める。  関係市町・・・・・原子力災害予防対策においては、原子力事業所の区域を管轄する市町及び原災法第７条第２項後段でいう関係周辺市をいう。  原子力災害応急対策及び原子力災害復旧対策においては、原災法第15条第２項により公示される緊急事態応急対策を実施すべき区域（以下「緊急事態応急対策実施区域」という。）を管轄する(した)市町をいう。  沿岸市町・・・・・津波浸水想定（平成25年８月19日設定）に基づき、浸水区域を管内に  含む市町をいう。  関西広域連合・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市をもって組織する広域連合（地方自治法の規定に基づいて設立した特別地方公共団体）をいう。  防災関係機関・・・国、府､市町村、関西広域連合、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。  関係機関・・・・・防災関係機関以外でその分野における防災に関係する機関をいう。  第五管区海上保安本部等・・・第五管区海上保安本部、大阪海上保安監部、関西空港海上保安航空基地をいう。  自衛隊・・・・・・陸上、海上、航空自衛隊をいうが、府域は陸上自衛隊第３師団の警備地区内となっている。  ライフライン・・・上水道、工業用水道、下水道、電力、ガス、電気通信の事業をいう。  原子力事業者等・・原災法第２条第３号で指定される原子力事業者及び核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線事故）予防対策、応急対策及び事後対策は、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者をいう。）をいう。 | 総　　則　　　　目　　次  第１節　目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3  　　　第１　計画の目的  　　　第２　計画の構成  第３　災害想定  第２節　防災の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5  第３節　防災関係機関の基本的責務と業務大綱・・・・・・・・・・・ 6  第１　防災関係機関の基本的責務  第２　防災関係機関の業務大綱  第４節　住民、事業者の基本的責務・・・・・・・・・・・・・・・・ 21  第１　住民の基本的責務  第２　事業者の基本的責務  第３　住民・事業者・公共機関等の連携による府民運動の展開  第５節　計画の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22    災　害　予　防　対　策　　　　目　　次  第１章　防災体制の整備  第１節　総合的防災体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27  　　　第１　組織体制の整備  　　　第２　防災拠点機能の確保、充実  　　　第３　装備資機材等の備蓄  　　　第４　防災訓練の実施  　　　第５　広域防災体制の整備  　　　第６　人材の育成  　　　第７　防災に関する調査研究の推進  　　　第８　自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備  　　　第９　自治体被災による行政機能の低下等への対策  　　　第１０　事業者、ボランティアとの連携  第２節　情報収集伝達体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39  　　　第１　災害情報収集伝達システムの基盤整備  　　　第２　情報収集伝達体制の強化  　　　第３　災害広報体制の整備  　　　第４　気象観測体制の整備  第３節　消火・救助・救急体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・ 43  　　　第１　市町村  　　　第２　府  　　　第３　府警察  　　　第４　第五管区海上保安本部  第５　連携体制の整備  第４節　災害時医療体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46  　　　第１　災害医療の基本的考え方  　　　第２　医療情報の収集・伝達体制の整備  　　　第３　現地医療体制の整備  　　　第４　後方医療体制の整備  　　　第５　医薬品等の確保体制の整備  　　　第６　患者等搬送体制の確立  　　　第７　個別疾病対策  　　　第８　関係機関協力体制の確立  　　　第９　医療関係者に対する訓練等の実施  第５節　緊急輸送体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52  　　　第１　陸上輸送体制の整備  　　　第２　航空輸送体制の整備  　　　第３　水上輸送体制の整備  　　　第４　輸送基地の確保  　　　第５　輸送手段の確保  　　　第６　交通規制・管制の確保  第６節　避難受入れ体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55  　　　第１　避難場所、避難路の指定  　　　第２　避難場所、避難路の安全性の向上  　　　第３　指定避難所の指定、整備  　　　第４　避難誘導体制の整備  　　　第５　広域避難体制の整備  　　　第６　危険度判定体制の整備  　　　第７　応急仮設住宅等の事前準備  　　　第８　斜面判定制度の活用  　　　第９　罹災証明書の発行体制の整備  第７節　緊急物資確保体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62  第１　給水体制の整備  第２　食料・生活必需品の確保  第８節　ライフライン確保体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・ 65  第１　上水道・工業用水道  　 　 第２　下水道  　 　 第３　電力  　 　 第４　ガス  　 　 第５　電気通信  　 　 第６　住民への広報  第９節　交通確保体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71  　　　第１　鉄軌道施設  　　　第２　道路施設  　　　第３　港湾施設、漁港施設  　　　第４　空港施設  第１０節　避難行動要支援者支援体制の整備・・・・・・・・・・・・ 72  　　 第１　障がい者・高齢者等に対する支援体制整備  　　　第２ 社会福祉施設の取組み  第３　福祉避難所の指定  第４　外国人に対する支援体制整備  第５　その他の要配慮者に対する配慮  第１１節　帰宅困難者支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・ 75  第１　帰宅困難者対策の普及・啓発活動  第２　駅周辺における滞留者の対策  第３　道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発  第４　代替輸送確保の仕組み  第５　徒歩帰宅者への支援  第２章　地域防災力の向上  第１節　防災意識の高揚・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79  　　　第１　防災知識の普及啓発  　　　第２　防災教育  　第３　災害教訓の伝承  第２節　自主防災体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82  第１　地区防災計画の策定等  　　　第２　自主防災組織の育成  　　　第３　事業者による自主防災体制の整備  　　　第４　救助活動の支援  第３節　ボランティアの活動環境の整備・・・・・・・・・・・・・・ 85  第４節　企業防災の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86  第３章　災害予防対策の推進  第１節　都市防災機能の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89  　　　第１　防災空間の整備  　　　第２　都市基盤施設の防災機能の強化  　　　第３　密集市街地の整備促進  　　　第４　建築物の安全性に関する指導等  　　　第５　文化財  第６　ライフライン・放送施設災害予防対策  第７　災害発生時の廃棄物処理体制の確保  第２節　地震災害予防対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97  第１　新・大阪府地震防災アクションプランの推進  第２　大規模地震（直下型及び東南海・南海）の被害想定(平成18年度公表）  　　　第３　大規模地震（海溝型）の被害想定（平成25年度公表）  第４　新・大阪府地震防災アクションプランの概要  第５　地震・津波観測体制の整備  第６　建築物の耐震対策等の促進  第７　土木構造物の耐震対策等の推進  第８　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備  第３節　津波災害予防対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105  　　　第１　想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方  第２　ハード・ソフトを組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくりの推進（「津波防災地域づくりに関する法律」）  　　　第３　防潮堤等の整備等  　　　第４　津波・高潮ステーション  第５　津波から「逃げる」ための総合的な対策  第４節　水害予防対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112  　　　第１　洪水対策  　　　第２　雨水出水対策  　　　第３　高潮対策  　　　第４　水害減災対策  　　　第５　ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策  第６　地盤沈下対策  第５節　土砂災害予防対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119  　　　第１　土砂災害警戒区域等における防災対策  　　　第２　土石流対策（砂防）  　　　第３　地すべり対策  　　　第４　急傾斜地崩壊対策  　　　第５　土砂災害警戒情報の作成・発表  　　　第６　山地災害対策  　　　第７　宅地防災対策  　　　第８　道路防災対策  第６節　危険物等災害予防対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・ 122  　　　第１　危険物災害予防対策  　　　第２　高圧ガス災害予防対策  　　　第３　火薬類災害予防対策  　　　第４　毒物劇物災害予防対策  　　　第５　危険物積載船舶等災害予防対策  　　　第６　管理化学物質災害予防対策  　　　第７　石油コンビナート等災害予防対策  第７節　火災予防対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 126  　　　第１　建築物等の火災予防  　　　第２　林野火災予防    災　害　応　急　対　策　　　　目　　次  第１章　活動体制の確立  第１節　組織動員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 131  第１　府の組織体制  　　　第２　府の動員配備体制  　　　第３　市町村の組織動員配備体制  　　　第４　関西広域連合の組織動員配備体制  　　　第５　防災関係機関の組織動員配備体制    第２節　自衛隊の災害派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 137  　　　第１　知事の派遣要請  　　　第２　自衛隊の自発的出動基準  　　　第３　派遣部隊の受入れ  　　　第４　派遣部隊の活動  　　　第５　撤収要請  第３節　広域応援等の要請・受入れ・支援・・・・・・・・・・・・・ 140  　　　第１　府  　　　第２　府公安委員会  　　　第３　市町村  　　　第４　広域応援等の受入れ  　　　第５　緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の設置及び派遣  第４節　災害緊急事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 145  第２章　情報収集伝達・警戒活動  第１節　警戒期の情報伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 149  　　　第１　気象予警報の伝達  第２　土砂災害警戒情報の伝達  第３　津波警報・注意報等の伝達  第４　住民への周知  第２節　警戒活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 176  　　　第１　気象観測情報の収集伝達  　　　第２　水防警報及び洪水予報等  　　　第３　水防活動  　　　第４　土砂災害警戒活動  　　　第５　異常現象発見時の通報  第６　ライフライン・交通等警戒活動  　　　第７　在港船舶避難活動  　　　第８　流木防止活動  第３節　津波警戒活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 187  第１　避難対策等  第２　水防活動  第３　ライフライン・放送事業者の活動  第４　交通対策  第５　在港船舶に対する周知活動  第６　流木防止活動  第４節　発災直後の情報収集伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・ 193  　　　第１　情報収集伝達経路  　　　第２　府における情報収集伝達  　　　第３　市町村における情報収集伝達  　　　第４　防災関係機関の情報収集伝達  　　　第５　通信手段の確保  第５節　災害広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 197  　　　第１　災害広報  　　　第２　報道機関との連携  　　　第３　広聴活動の実施  第３章　消火、救助、救急、医療救護  第１節　消火・救助・救急活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 203  　　　第１　市町村  　　　第２　府  第３　府警察  　　　第４　第五管区海上保安本部  　　　第５　各機関による連絡会議の設置  　　　第６　自主防災組織  　　　第７　惨事ストレス対策  第２節　医療救護活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 205  　　　第１　医療救護活動に関する府の組織体制  　　　第２　医療情報の収集・提供活動  　　　第３　現地医療対策  　　　第４　後方医療対策  　　　第５　医薬品等の確保・供給活動  　　　第６　個別疾病対策  第４章　避難行動  第１節　避難誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 213  　　　第１　避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始  　　　第２　洪水、高潮、土砂災害による避難準備の指示  　　　第３　住民への周知  　　　第４　避難者の誘導等  　　　第５　被災者の運送  　　　第６　警戒区域の設定  第２節　指定避難所の開設・運営等・・・・・・・・・・・・・・・・ 217  　　　第１　指定避難所の開設  　　　第２　指定避難所の管理、運営  　　　第３　指定避難所の早期解消のための取組み等  第３節　避難行動要支援者への支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 220  　　　第１　避難行動要支援者の被災状況の把握等  　　　第２　被災した避難行動要支援者への支援活動  第４節　広域一時滞在・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 222  第５章　交通対策、緊急輸送活動  第１節　交通規制・緊急輸送活動・・・・・・・・・・・・・・・・・ 225  　　　第１　陸上輸送  　　　第２　水上輸送  　　　第３　航空輸送    第２節　交通の維持復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 229  　　　第１　交通の安全確保  　　　第２　交通の機能確保  第６章　二次災害防止、ライフライン確保    第１節　公共施設応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 233  　　　第１　公共土木施設等  　　　第２　公共建築物  　　　第３　応急工事  第２節　民間建築物等応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 235  　　　第１　民間建築物等  　　　第２　危険物等  　　　第３　放射性物質  第４　文化財    第３節　ライフライン・放送の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 237  　　　第１　被害状況の報告  　　　第２　ライフライン事業者における対応  　　　第３　放送事業者における対応  第４節　農林水産関係応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 240  　　　第１　農業用施設  　　　第２　漁港施設  　　　第３　農作物  　　　第４　畜産  　　　第５　林産物  第７章　被災者の生活支援  第１節　オペレーション体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 245  第２節　住民等からの問い合わせ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 245  第３節　災害救助法の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 246  　　　第１　法の適用  　　　第２　救助の内容  第４節　緊急物資の供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 247  　　　第１　物資等の運送要請  　　　第２　給水活動  　　　第３　食料・生活必需品の供給  第５節　住宅の応急確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 250  　　　第１　被災住宅の応急修理  　　　第２　住居障害物の除去  　　　第３　応急仮設住宅の建設  　　第４　応急仮設住宅の運営管理  　　　第５　みなし応急仮設住宅  　　　第６　公共住宅への一時入居  　　　第７　住宅に関する相談窓口の設置等  　　　第８　他府県への応急仮設住宅用地の要請  　　　第９　建設用資機材等の調達  第６節　応急教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 252  　　　第１　教育施設の応急整備  　　　第２　応急教育体制の確立  　　　第３　就学援助等  第７節　自発的支援の受入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 254  　　　第１　ボランティアの受入れ  　　　第２　義援金品の受付・配分  　　　第３　海外からの支援の受入れ  第４　日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等  第８章　社会環境の確保  第１節　保健衛生活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 261  　　　第１　防疫活動  　　　第２　食品衛生監視活動  　　　第３　被災者の健康維持活動  　　　第４　応援要請  　　　第５　動物保護等の実施    第２節　廃棄物の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 265  　　　第１　し尿処理  　　　第２　ごみ処理  　　　第３　災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理    第３節　遺体対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 267  　　　第１　府警察、第五管区海上保安本部  　　　第２　市町村  　　　第３　府    第４節　社会秩序の維持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 269  　　　第１　住民への呼びかけ  　　　第２　警戒活動の強化  　　　第３　暴力団排除活動の徹底  　　　第４　物価の安定及び物資の安定供給    付編：東海地震の警戒宣言に伴う対応　　目　次  第１章　総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 273  　　　第１　目的  　　　第２　基本方針  第２章　東海地震注意情報発表時の措置・・・・・・・・・・・・・・・ 274  　　　第１　東海地震注意情報の伝達  　　　第２　警戒態勢の準備  第３章　警戒宣言が発せられた時の対応措置・・・・・・・・・・・・・ 275  　　　第１　東海地震予知情報等の伝達  　　　第２　警戒態勢の確立  　　　第３　住民等に対する広報  付編２：南海トラフ地震防災対策推進計画　　目　次  第１章　総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 280  　　　第１　推進計画の目的  　　　第２　推進地域  　　　第３　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱  第２章　地震発生時の応急対策等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 280  　　　第１　組織  　　　第２　地震発生時の応急対策  第３章　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 281  　　　第１　津波からの防護  　　　第２　円滑な避難の確保  　　　第３　迅速な救助に関する事項  第４章　防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項・・・・ 281  第５章　地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項・・・・ 281    事故等災害応急対策　　目　次  第１節　海上災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 285  第１　府の組織動員  　　　第２　通報連絡体制  　　　第３　事故発生時における応急措置  　　　第４　事故対策連絡調整本部の設置  　第２節　航空災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 292  　　　第１　府の組織動員  　　　第２　大阪国際空港  　　　第３　関西国際空港  　　　第４　八尾空港  　　　第５　その他の地域  　第３節　鉄道災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 302  　　第１　府の組織動員  　　　第２　情報収集伝達体制  　　　第３　鉄軌道事業者の災害応急対策  　第４節　道路災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 305  　　　第１　府の組織動員  　　　第２　情報収集伝達体制  　　　第３　道路管理者の災害応急対策  　第５節　危険物等災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 308  　　　第１　府の組織動員  　　　第２　危険物災害応急対策  　　　第３　高圧ガス災害応急対策  　　　第４　火薬類災害応急対策  　　　第５　毒物劇物災害応急対策  　　　第６　管理化学物質災害応急対策  　第６節　高層建築物、地下街、市街地災害応急対策・・・・・・・・・ 315  　　　第１　府の組織動員  　　　第２　通報連絡体制  　　　第３　火災の警戒  　　　第４　市町村  　　　第５　府警察  　　　第６　大阪ガス株式会社  　　　第７　高層建築物、地下街の管理者等  　第７節　林野火災応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 320  　　　第１　府の組織動員  　　　第２　市町村の活動体制  　　　第３　防災関係機関等の活動体制  　　　第４　火災通報等  　　　第５　火災の警戒    災 害 復 旧 ・ 復 興 対 策　　目　次  第１章　災害復旧対策  　第１節　復旧事業の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 327  第１　被害の調査  　　　第２　公共施設等の復旧  　　　第３　激甚災害の指定  　　　第４　激甚災害指定による財政援助  　　　第５　特定大規模災害  　第２節　被災者の生活確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 329  　　　第１　災害弔慰金等の支給  　　　第２　災害援護資金・生活資金等の貸付  　　　第３　罹災証明書の交付等  　　　第４　租税等の減免及び徴収猶予等  　　　第５　雇用機会の確保  　　　第６　住宅の確保等  　　　第７　被災者生活再建支援金  第３節　中小企業の復旧支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 334  　　　第１　府の措置  　　　第２　資金の融資  第４節　農林漁業関係者の復旧支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 335  　　　第１　府の措置  　　　第２　資金の融資  第５節　ライフライン等の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 336  第２章　災害復興対策  第１節　復興に向けた基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・ 341  第２節　府における復興に向けた組織・体制整備・・・・・・・・・・ 341  　　　第１　復興対策本部の設置  　　　第２　関係機関との調整  第３節　府における復興計画等の策定・・・・・・・・・・・・・・・ 342  　　　第１　復興方針の策定  　　　第２　復興計画の策定  　　　第３　復興計画の内容  第４　復興財源の確保  第４節　市町村における復興に向けた取組み・・・・・・・・・・・・ 343    第５節　関西広域連合における復興に向けた取組み・・・・・・・・・ 344  第１節　目 的 等  第１　計画の目的  （略）  第２　計画の構成    （略）  第３　災害想定  この計画においては、本府の地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、次のとおり発生し得る災害を想定した。また以下の各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。  １　地震災害  ２　津波災害  ３　風水害  ４　海上災害  ５　航空災害  ６　鉄道災害  ７　道路災害  ８　危険物等災害  ９　高層建築物、地下街及び市街地災害  10　林野火災  11　原子力災害  12　竜巻災害    第２節　防災の基本方針  我が国の成長を支える大都市・大阪において、防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。大阪府防災会議では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓にするとともに、南海トラフ巨大地震に伴う被害想定の結果、甚大な被害をもたらす恐れが明らかとなったことを踏まえ、府域の災害対策を進めてきた。今般、熊本地震では大規模な地震が連続発生する等、様々な自然災害が発生していることから、災害対策のより一層の充実強化を進めていく。  災害対策にあたっては、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念に据えることとした。具体的には、Ⅰ 命を守る、Ⅱ 命をつなぐ、Ⅲ 必要不可欠な行政機能の維持、Ⅳ 経済活動の機能維持、Ⅴ 迅速な復旧・復興の５つを基本方針として対策を講じていくこととする。そのためには、各防災機関は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていく必要がある。それと同時に、住民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、ボランティア等が、各防災機関と一体となって取組みを進めていかなければならない。  また、災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の３段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的にＰＤＣＡサイクルを適用して、改善を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていくこととする。  各段階では、まず災害予防段階においては、周到かつ十分な対応が重要となる。レベル１の地震・津波に対しては、被害抑止につながるハード対策を確実に実施して、被害ゼロを目指す防災を実現する。さらに、極低頻度のレベル２の地震・津波に対しては、ハード対策とともに、避難によって、人命を守ることを最優先として、被害軽減につながる自助・共助としての避難対策や地域コミュニティの活用、公助としての災害情報の充実等のソフト対策を組み合わせた減災を目指す。すなわち、ソフトとハード対策の組み合わせによる多重防御の考え方を基本とする。但し、大阪には８８０万人にも及ぶ多くの人口が集中するとともに、被害によって大阪が機能不全に陥ると、全国的にみても、社会・経済的に多大な影響を与えることが懸念されることから、特に津波対策の根幹をなす防潮堤対策等については、より安全を重視したレベル１＋αのハード対策に取り組むこととする。  災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。まず災害発生直前の気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動を行い、一旦被害が発生したときには、的確な避難誘導や要配慮者の保護はもとより、被害規模を可能な限り早期に把握し、正確で詳細な情報収集を行う。そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。また、被災者の気持ちにより添うことを基本に、年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。とりわけ、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対して、地域コミュニティと協力して、きめ細かな支援を実施する。  災害復旧・復興段階では、適切かつ速やかな対応が重要となる。ライフライン施設等の早期復旧は最優先事項であり、それとともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、事前に検討し、方針の明示に努める。  以上を基本方針として、大阪府域における災害対策を進めることとする。    第３節　防災関係機関の基本的責務と業務大綱  防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、防災対策を総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努める。  第１　防災関係機関の基本的責務    １　府    （略）  ２　市町村    （略）  ３　関西広域連合  　関西広域連合は、大規模広域災害が発生した際には、関西圏域（関西広域連合構成団体及び連携県（福井県、三重県）の区域）内の応援・受援の調整、全国からの応援の調整、及び関西圏域外への応援の調整を行い、防災・減災力の向上を図るための事業の企画・実施を行う。  ４　指定地方行政機関    （略）  ５　指定公共機関、指定地方公共機関    （略）  第２　防災関係機関の業務大綱  １　府  　(1)副首都推進局  □大阪市災害対策本部危機管理部の分掌事務に関すること    　(2) 政策企画部（危機管理室）  □府の防災・危機管理対策の総合調整に関すること  □大阪府防災会議の事務に関すること  □大阪府災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること  □市町村等防災関係機関との調整に関すること  □市町村地域防災計画の指導に関すること  □消防計画の指導に関すること  □消防力の強化に関すること  □消火活動に係る広域応援に関すること  □救助・救急活動に関すること  □自主防災組織体制の整備に関すること  □ボランティアの活動環境の整備に関すること  □防災に係る教育、訓練に関すること  □防災拠点の管理・運営に関すること  □防災行政無線の整備等に関すること  □被害情報の収集・伝達に関すること  □報道機関との放送協定に基づく緊急放送に関すること  □災害記録に関すること  □災害救助法に関すること  □災害弔慰金の支給等に関する法律に関すること  □被災者生活再建支援法に関すること  □避難行動に関すること  □応急仮設住宅の事前準備に関すること  □災害用物資・資機材の備蓄及び調達に関すること  □救助物資等の緊急輸送に関すること  □義援物資に関すること  □緊急調査員の編成に関すること  □国・市町村との連絡に関すること  □自衛隊との連絡、調整に関すること  □他府県との相互応援に関すること  □津波対策に関すること  □危険物の防災対策に関すること  □高圧ガス・火薬類の防災対策に関すること  □環境放射線モニタリング設備等の整備及び維持、管理に関すること  □緊急時環境放射線モニタリングに関すること  □安定ヨウ素剤の整備・保管に関すること  (3) 政策企画部（危機管理室以外）  　　□国に対する緊急要望に関すること  　　□復興に係る府政の総合企画及び調整に関すること  　　□報道機関との連絡に関すること  (4) 総務部, (5) 財務部  （略）    (6) 府民文化部  □災害広報に関すること  □府民からの相談に関すること  □物価の監視・安定に関すること  □大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校の防災に関すること  □海外からの支援団の活動支援に関すること  □外国政府関係機関等との連絡調整に関すること  (7) 福祉部  □府民への義援金に関すること  □所管福祉施設入所者の避難計画に関すること  □大阪府社会福祉協議会が設置運営する災害時ボランティアセンターの運営にかかる  連絡・調整に関すること  □要援護高齢者、障がい者等の避難に関すること  □要援護高齢者、障がい者等に対する福祉サービスに関すること  (8) 健康医療部  □災害時の医療体制の整備計画に関すること  □医療救護班の活動に関すること  □民間医療施設の防災計画に関すること  □医師会等の協定に関すること  □監察医業務に関すること  □救急医療体制の充実に関すること  □救急医療情報センターの情報把握に関すること  □災害時における保健衛生に関すること  □防疫に関すること  □地方独立行政法人大阪府立病院機構（府立病院）に係る災害時の医療体制の整備計画  に関すること  □毒物・劇物の災害予防に関すること  □災害時の遺体対策に係る火葬計画に関すること  □粉乳の調達斡旋に関すること  □食品衛生の監視及び感染症対策に関すること  □し尿処理施設の維持管理に関すること  □水道施設の耐震化事業に係る指導に関すること  □水道施設の被害状況の把握に関すること  □水道の広域応援の要請に関すること  □飲料水の摂取制限等に関すること  □水道施設の災害復旧事業計画に係る指導に関すること  (9) 商工労働部～(13) 会計局  （略）  (14) 教育庁  □防災教育に関すること  □災害時の応急教育に関すること  □児童及び生徒の避難に関すること  □被災児童及び生徒の就学援助に関すること  □被災児童及び生徒の救護に関すること  □指定避難所の開設等に対する協力に関すること  □私立学校等の防災計画に関すること  □文化財応急対策に関すること  ２　大阪府警察～４　関西広域連合  （略）  ５　指定地方行政機関  (1) 近畿管区警察局～(7) 近畿農政局  （略）  (8) 近畿農政局（大阪府拠点）  □応急用食料品及び米穀の供給に関すること    (9) 近畿中国森林管理局～(16) 近畿地方環境事務所  （略）  (17) 近畿中部防衛局  □災害時における地方公共団体等への所管財産（周辺財産）の使用許可に関すること  □在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること  □自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する大阪府その他必要な関係  機関との連絡調整の協力に関すること  　　□原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡  ６　自衛隊（陸上自衛隊第３師団）  （略）  ７　指定公共機関及び指定地方公共機関  (1) 日本郵便株式会社近畿支社～(5) 日本赤十字社（大阪府支部）  （略）  (6) 日本放送協会（大阪放送局）  □防災知識の普及等に関すること  □災害時における放送の確保対策に関すること  □緊急放送・広報体制の整備に関すること  □気象予警報等の放送周知に関すること  □指定避難所等への受信機の貸与に関すること  □社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること  □災害時における広報に関すること  □災害時における放送の確保に関すること  □災害時における安否情報の提供に関すること  (7) 西日本高速道路株式会社（関西支社）  （略）  (8) 独立行政法人水資源機構（関西・吉野川支社）  □ダム施設等の整備と防災管理に関すること  □水防に関すること  (9) 阪神高速道路株式会社  （略）  (10) ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）  □電気通信設備の整備と防災管理に関すること  □応急復旧用通信施設の整備に関すること  □津波警報、気象警報の伝達に関すること  □災害時における重要通信確保に関すること  □災害関係電報・電話料金の減免に関すること  □被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること  □「災害用伝言板サービス」の提供に関すること  (11) 大阪ガス株式会社～(14) 大阪広域水道企業団  （略）  (15) 独立行政法人国立病院機構　近畿グループ  □国立病院等が実施する災害医療活動等の調整に関すること  (16) 地方独立行政法人大阪府立病院機構～(29) 大阪広域水道企業団  （略）  ８　原子力事業者  （略）  第４節　住民、事業者の基本的責務  第１　住民の基本的責務  自らの安全は自ら守るのが防災の基本であることから、住民はその自覚を持ち、平常時より、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加等、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・避難行動要支援者への援助、指定避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。  第２　事業者の基本的責務  　事業者は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「ＢＣＰ」という。）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど企業防災の推進に努めなければならない。  　また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。  第３　住民・事業者・公共機関等の連携による府民運動の展開  （略）    第５節　計画の修正  （略）    〔注　記〕  本計画における用語について  住　民・・・・・・府域に住所を有する者、他府県から府の地域に通学・通勤する者及び災害時に府の地域に滞在する者等を含める。  要配慮者・・・・・高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。  避難行動要支援者・・・要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑  かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。  市町村・・・・・・市町村の部課等、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団）を含める。  関係市町・・・・・原子力災害予防対策においては、原子力事業所の区域を管轄する市町及び原災法第７条第２項後段でいう関係周辺市をいう。  原子力災害応急対策及び原子力災害復旧対策においては、原災法第15条第２項により公示される緊急事態応急対策を実施すべき区域（以下「緊急事態応急対策実施区域」という。）を管轄する(した)市町をいう。  沿岸市町・・・・・津波浸水想定（平成25年８月19日設定）に基づき、浸水区域を管内に  含む市町をいう。  関西広域連合・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市をもって組織する広域連合（地方自治法の規定に基づいて設立した特別地方公共団体）をいう。  防災関係機関・・・国、府､市町村、関西広域連合、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。  関係機関・・・・・防災関係機関以外でその分野における防災に関係する機関をいう。  第五管区海上保安本部等・・・第五管区海上保安本部、大阪海上保安監部、関西空港海上保安航空基地をいう。  自衛隊・・・・・・陸上、海上、航空自衛隊をいうが、府域は陸上自衛隊第３師団の警備地区内となっている。  ライフライン・・・上水道、工業用水道、下水道、電力、ガス、電気通信の事業をいう。  原子力事業者等・・原災法第２条第３号で指定される原子力事業者及び核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線事故）予防対策、応急対策及び事後対策は、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者をいう。）をいう。 |

| 府地域防災計画（平成26年3月） | 今回変更 |
| --- | --- |
| 第１節　総合的防災体制の整備  防災関係機関は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や防災訓練の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。  第１　組織体制の整備  １　府の組織体制の整備  府は、総合的な防災対策を推進するため、防災に係る組織体制の整備・充実を図る。  (1)　平常時に活動する組織  ア　大阪府防災会議  大阪府地域防災計画を作成し、その実施を推進する。  〔組織〕  会長　　知事  委員　　指定地方行政機関、陸上自衛隊、教育委員会、府警本部、市町村及び消防機関、指定公共機関・指定地方公共機関の長等、府知事部局の職員（副知事、危機管理監、都市整備部長）  イ　大阪府防災・危機管理対策推進本部  府の防災対策を総合的かつ計画的に推進する。  〔組織〕  本部長　　　知事  副本部長　　副知事（３名）、危機管理監  本部員　　　危機管理室長、大阪府市大都市局長、政策企画部長、報道監、企画室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長  (2) 災害時又は災害発生の恐れがある場合に活動する組織  ア　大阪府防災・危機管理警戒体制  （略）  イ　大阪府防災・危機管理指令部  災害対策にかかる情報収集・対策推進組織として、府域における災害対策活動を総合的かつ計画的に実施する。  〔組織〕  指令部長　　　　危機管理監  指令部副部長　　危機管理室長  指令部員　　　　報道監、防災企画課長、災害対策課長、消防保安課長、政策企画総務課長、企画室事業調整課長、空港戦略課長、財政課長、法務課長、人事課長、庁舎管理課長、府民文化総務課長、福祉総務課長、健康医療総務課長、医療対策課長、商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、みどり・都市環境室長、農政室長、水産課長、都市整備総務課長、事業管理室事業企画課参事、道路環境課長、河川環境課長、港湾局経営振興課長、住宅まちづくり総務課長、会計総務課長、教育総務企画課長  なお、災害、事故・事件等の態様に応じ指令部員を限定して、指令部会議を開催する。  《地域情報班》　　大阪府防災・危機管理対策警戒班又は大阪府防災・危機管理対策指令部が活動を開始した場合、地域の情報収集を行うために活動を開始する。  〔組織〕  地域情報班長　土木事務所地域防災監  地域情報班員　府民センタービル内出先機関の職員  ウ　大阪府防災・危機管理警戒本部  大阪府防災・危機管理警戒本部は、災害の発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき、防災・危機管理対策指令部が災害情報により災害が発生したと判断したとき、震度５弱又は震度５強を観測したとき、東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき、原子力事業者が事業所の敷地境界付近に設置する放射線測定設備又は府モニタリング設備でのガンマ線の放射線量が別に定める異常値を検出したとき、その他知事が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。  〔組織〕  本部長　　　知事  副本部長　　副知事（３名）、危機管理監  本部員　　　政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長  なお、災害の態様に応じ、構成員を限定する。  《地域警戒班》　大阪府災害警戒本部が設置された場合、地域の情報収集を行うために設置する。  〔組織〕  地域警戒班長　土木事務所地域防災監  地域警戒班員　府民センタービル内出先機関の職員  エ　大阪府災害対策本部  防災・危機管理対策指令部が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき、震度６弱以上の震度を観測したとき、原子力事業者からの通報（原災法第10条第１項）を受信したとき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法第15条）を発出したとき、特別警報が発表されたとき、その他知事が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。  〔組織〕  本部長　　　知　事  副本部長　　副知事（３名）、危機管理監  本部員　　　政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長  《大阪府災害対策本部地域連絡部》  大阪府災害対策本部が設置された場合、地域の情報収集を行うために設置する。  〔組織〕  地域連絡部長　　　土木事務所地域防災監  地域連絡部員　　　府民センタービル内出先機関の長又は同出先機関の長が指名した者  オ　大阪府現地災害対策本部  （略）  カ　大阪府水防本部（「大阪府水防計画」参照）  水防を総括するために、設置する。  〔組織〕  水防本部長　　　知　事  副本部長　　　　副知事（都市整備部担当）、危機管理監  指揮監　　　　　都市整備部長、環境農林水産部長、危機管理室長  指揮監付　　　　都市整備部技監、都市整備部次長、事業管理室長、河川室長、環境農林水産部次長、災害対策課長  指揮班長　　　　事業管理室事業企画課参事  指揮副班長　　　河川環境課長、河川整備課長  現地指導班長　　土木事務所長、西大阪治水事務所長、寝屋川水系改修工営所長、港湾局長、農と緑の総合事務所長、流域下水道事務所長、箕面整備事務所長  機動班長　　　　用地室長、総合計画課長、市街地整備課長、安威川ダム建設事務所長  キ　震災応急対策連絡会議の設置  （略）    ２　府の動員体制の整備  府は、災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制及び参集体制の整備を図る。  (1)　職員の配備基準, (2)　大阪府水防本部の配備基準  （略）  (3) 勤務時間外における動員体制  ア　防災・危機管理当直の実施  勤務時間外における災害・危機事象にかかる原因情報等の迅速な収集と伝達を図るため、防災・危機管理当直を実施する。  イ　主要防災関係職員への早期情報伝達  災害対策本部員、防災・危機管理対策指令部員をはじめとする防災関係職員に対し、携帯電話を携帯させ、メール等により、情報伝達の迅速化を図る。  ウ　防災担当職員用住宅等の確保  防災・危機管理対策指令部員など主要な防災関係職員を緊急に参集させるため、庁舎周辺での住宅を確保する。  エ　職員の自動参集  職員は、府域において震度４以上の震度を観測した場合には、(1)の配備基準に基づき、自動参集する。  また、気象台から水防に関する予警報が出されたとき、水防担当者は、水防本部の指令を待つことなく自主参集する。  オ　職員の住所に着目した参集体制  大阪府災害対策本部及び府の災害対策主要施設における初動体制の迅速な確立をはじめ、市町村の被害状況及び対策状況等の収集・伝達による大阪府の災害応急対策の円滑な実施を期するため、本庁の災害対策本部、府民センタービル、広域防災拠点、広域支援部隊受入拠点のほか、府内市町村本庁舎に自宅から徒歩・自転車等により60分程度で参集可能な職員を緊急防災推進員として指名する。  緊急防災推進員は、府内で震度５弱以上の震度を観測した場合に、指定された場所に参集する。  ３　市町村の組織動員体制の整備  （略）  ４　その他の防災関係機関の組織体制の整備  （略）  第２　防災拠点機能の確保・充実  府、市町村をはじめ防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。  また、府は、災害対策本部等用として、自衛隊、警察、消防等の関係機関を含めた職員用の飲料水・食料、燃料等の確保に努める。  １　防災拠点の定義  （略）  ２　司令塔機能の整備  府は、府及び防災関係機関の防災活動における中枢的防災拠点として、災害対策本部室、意思決定支援機能や情報受発信機能などを備えた防災センターを整備し、司令塔機能の強化に努める。  市町村及び防災関係機関は、災害対策本部室等の司令塔機能施設を整備するよう努める。  また、代替施設の選定などのバックアップ対策を講じるとともに、保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備え、自家発電設備等の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努める。  また、十分な期間の発電が可能となるよう燃料の備蓄等に努める。  ３　現地司令塔機能の整備～  ５　後方支援活動拠点（消防・警察・自衛隊等の応援部隊の集結地）の整備  （略）  ６　災害拠点病院及び広域医療搬送拠点の整備  府は、重症患者の救命医療を行うための高度な診療、医薬品等の備蓄、医療救護班の派遣・受入れ、広域患者搬送への対応機能をもつ災害拠点病院を整備する。また、大規模災害時に全国からの医療救護支援を円滑に受け入れるとともに、大規模災害時において被災地域内での治療が困難な重症患者を治療可能な医療施設まで搬送するため、広域医療搬送拠点を整備する。  ７　地域防災拠点の整備  （略）  第３　装備資機材等の備蓄  （略）  第４　防災訓練の実施  府、市町村をはじめ消防団等の防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。  また、業務（事業）継続計画（ＢＣＰ）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。  訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。  １　総合的防災訓練の実施  府及び市町村等は、関係機関及び自主防災組織等住民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の総合的訓練、水防、林野火災、原子力、危険物、航空機、海上等の災害別対策訓練などの防災訓練を実施する。  その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。  ２　近畿府県合同防災訓練・広域応援図上訓練の実施  「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、関西圏域の防災関係機関等が参加する合同防災訓練を実施する。  また、近畿府県合同防災訓練と連携して、関西広域連合とともに、国、構成団体、連携県、関係機関等が参加する広域応援図上訓練を実施する。  第５　広域防災体制の整備  府、市町村、関西広域連合をはじめ防災関係機関は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。  また、府域における大規模災害発生時において府が防災関係機関に対し広域的な応援を要請する際に備え、別に定める広域的支援部隊受入計画に基づき、円滑な受入れ体制を整備する。  さらに、府は、関西広域連合が策定する関西防災・減災プランと整合性をはかりながら、関西広域連合や構成団体及び構成県等からの応援をはじめ、その他、全国からの応援を円滑に受け入れるための体制を整備する。  １　広域防災体制の整備  （略）  ２　基幹的広域防災拠点の整備促進  国や被災府県・市町村、指定公共機関等の責任者が参集して広域的な災害対策活動の総合調整を行う現地の司令塔機能（合同現地対策本部機能）と、広域防災拠点のみでは対応が困難な場合に広域防災拠点を支援する高次支援機能（広域防災拠点機能）を有する基幹的広域防災拠点との連携による効果的な防災体制を構築する。  〔司令塔機能〕  総合調整機能、情報通信機能  〔高次支援機能〕  人員等輸送機能、物資輸送拠点機能、ヘリポート機能、応援要員受入機能　など  第６　人材の育成  府、市町村をはじめ防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。  また、府は、関西広域連合が実施する専門的な研修等を活用し、防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。  １　職員に対する防災教育  府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、連携して職員に対し防災教育を実施する。  (1)　教育の方法  ア　講習会、研修会等の実施及び参加  イ　見学、現地調査等の実施  ウ　防災活動マニュアル等の配付  (2)　教育の内容  （略）  ２　専門教育機能の強化  （略）  ３　家屋被害認定を行う者の育成  府は、災害時の家屋被害認定の迅速化と適正化を図るために、市町村における家屋被害認定担当者向けの研修を充実する。  第７　防災に関する調査研究の推進, 第８　自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備  （略）  第９　自治体被災による行政機能の低下等への対策  府及び市町村は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。  １　自治体のＢＣＰ（業務継続計画）の策定・運用  南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、府内自治体の庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。  そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧するため、府、市町村は、以下の方針に基づき業務継続を図るとともに、自治体ＢＣＰ（業務継続計画）を作成し、適切に運用する。  (1) 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。  (2) 自治体の行政機能が一部停止することによる府民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。  (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室や電力、通信等にかかる業務資源の確保に努める。  (4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。  ２　市町村の体制整備  (1)　府  府は、被災市町村の被災程度に応じて、管内市町村の理解と協力を得ながら、支援が必要な分野に応じた人員を確保し、市町村を支援する体制の整備に努める。  ア　府災害支援緊急対応チーム（仮称）  府は、緊急防災推進員に加え、被災市町村の被災状況や初動時の災害応急対策の実施を支援するため、当該市町村からの要請を待つことなく、府職員を派遣する体制を整備するとともに、情報収集要領を作成する。  イ　専門要員の養成  府は、関西広域連合とともに、災害支援活動で必要な要員等の養成等に努める。  (2)　市町村  ア　被災者支援システムの導入  市町村は、被災者支援システムの導入に努める。  イ　市町村における業務継続の体制整備  市町村は、ＢＣＰ（業務継続計画）の作成・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。  ウ　相互応援体制の強化  市町村は、相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。  第１０　事業者、ボランティアとの連携  （略）    第２節　情報収集伝達体制の整備  府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。  さらに、全国瞬時警報システム（Ｊ-ＡＬＥＲＴ）と市町村防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。  第１　災害情報収集伝達システムの基盤整備  府、市町村をはじめ防災関係機関は、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。  　各防災関係機関は、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や津波や洪水による浸水のない階層への設置やかさ上げ等を図る。  府及び市町村は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。  １　防災情報システムの充実  府は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、観測情報や被害情報の収集伝達など、初動活動に支障をきたさないよう、市町村と連携して防災情報システムを円滑に運用するとともに、防災関連情報のデータベース化を図るなど、機能充実に努める。  また、府は、要配慮者に対する防災情報の伝達にも配慮した住民への情報発信力を強化するとともに、府と市町村との防災情報の共有を進めることにより、災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化するため、市町村とともに防災情報充実強化事業を実施し、同事業により実現するシステムを活用して以下の機能の実現を図る。  (1) インターネットを利用した防災情報の収集及び伝達（防災ポータルサイトの設置など）  (2) 携帯メールや緊急速報メールを利用した情報の収集伝達と職員の参集  (3) 高所カメラ等を利用した情報空白期における情報収集  (4) 公共情報コモンズ等を利用したデータ放送への防災情報の伝達  (5) ネットワークを活用した被災者支援システム等被災時の業務支援・情報共有  ２　無線通信施設の整備  府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。  (1)　府  ア　大阪府防災行政無線の充実強化  （ア）市町村・消防本部との情報連絡を強化するための多重無線化  （イ）地上無線と衛星通信ＶＳＡＴの導入による通信の二重化  （ウ）停電対策の強化としての無線専用発電機の72時間対応化  （エ）指定地方公共機関など防災関係機関への端末局の増設  （オ）被災現場との情報連絡手段を確保するための移動無線の充実  （カ）テレビ会議の導入や各種映像情報の共有化  （キ）津波監視カメラの設置  （ク）災害拠点病院への防災行政無線の整備  イ　下水道防災行政無線の整備  （ア）水みらいセンター、ポンプ場への設置による情報収集・伝達機能の強化  (2)　府警察  警察無線の整備充実  (3)　市町村  ア　市町村防災行政無線（移動系・同報系）の整備充実  イ　消防無線のデジタル化整備  ウ　ＭＣＡ無線、衛星電話、地域ＦＭ、緊急速報メールなど様々なシステムを利用した住民への情報伝達体制の整備  (4)　指定行政機関～(6)　防災相互通信用無線の整備  （略）  第２　情報収集伝達体制の強化  府、市町村をはじめ防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある住民や職員に対し、津波警報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ-ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、公共情報コモンズ、かんさい生活情報ネットワーク、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、ソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。また、職員の情報分析力の向上を図るなど、情報収集伝達体制の強化を進める。  府は、災害発生時における職員との連絡確保を図るため、携帯電話の災害時優先電話登録を進めるほか、勤務時間外の情報収集伝達を迅速に行うため、職員の24時間常駐体制をとるものとする。  市町村は、消防等防災関係機関との連携により、職員常駐体制又はその代替的な体制の整備に努める。  第３　災害広報体制の整備    放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達にかかる体制の整備に努める。  また、府及び市町村は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。  １　広報体制の整備～５　居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供  （略）  第４　気象観測体制の整備  府、大阪管区気象台、近畿地方整備局をはじめ防災関係機関は、相互に連携し、災害の未然防止及び被害の軽減のため、常に地震等の観測が正確に行われるよう、観測設備の整備・充実を図るとともに、観測者の技術の習熟及び精度の向上を図り、観測体制の整備に努める。  防災関係機関は、気象に関する観測施設を適切に配置、整備し、観測体制の充実に努めるとともに、防災関係機関相互の情報交換・連携や情報の一元化に努める。  １　大阪管区気象台  地上気象観測（気圧、気温、風等）、レーダー気象観測（降水等）、海洋観測（潮位、潮時等）、地域気象観測（局地的異常気象の監視）等を行う。  ２　近畿地方整備局  テレメータ、レーダー雨量計などによる観測体制の整備を図り、風水害等の自然災害情報の収集・連絡、提供を行う。  ３　府  防災テレメータ（雨量、河川水位等）、ため池防災テレメータ（ため池水位等）、土石流発生監視システムにより、風水害等の自然災害を防ぐための観測体制を整備する。  また、国が整備しているＧＰＳ沖合波浪計や水圧式波浪計のデータ等を活用した、津波情報等の収集体制の整備に努める。    第３節　消火・救助・救急体制の整備  府、市町村、府警察、第五管区海上保安本部及び原子力事業者等は、被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努める。  　府及び市町村は、国と連携し、大規模災害又は特殊災害に対応するため、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。また、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、事業者や大学等への協力に努める。  なお、府及び市町村は、警察官、消防職員、消防団及び自主防災組織等の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。  第１　市町村  大規模火災などの災害の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の一層の充実に努める。  １　消防力の充実, ２　広域消防応援体制の整備  （略）  ３　市町村消防の広域化及び消防・救急無線のデジタル化  消防力の強化に向け、国の「市町村の消防の広域化に関する基本方針」や、府が定めた「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、市町村が広域消防運営計画を作成し、消防の広域化を推進する。  また、消防機関は、消防・救急活動における情報取扱いの一層の適正化及び通信の高度化を図るため、消防・救急無線のデジタル化を進める。  第２　府  １　府は、消火・救助・救急活動体制をさらに強化するため、消防力の高度化、消防組織の常備化・広域化について、必要な助言・指導に努める。  ２　府は、公益財団法人大阪府消防協会と連携し、消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るよう教育訓練を実施するなど、消防団の活性化を図る。  ３　府は、消防力の充実等に対する市町村の取組みを支援する。  第３　府警察～第５　連携体制の整備  （略）    第４節　災害時医療体制の整備  府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。  また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）から中長期的な医療を担う医療救護班への円滑な移行などを図るため、被災地外からの医療救護班の受け入れや派遣についてのコーディネート機能の整備などに努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受入れについても支援に努める。  第１　災害医療の基本的考え方  災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。  この際、死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し府内の全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。  また、大規模災害時においては、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析のうえ、必要な医療救護班を組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。  １　現地医療活動  患者がまず最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班等が「救護所」において実施する。  (1)　救護所及び現地医療活動の分類  次の２種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。  ア　応急救護所での現場救急活動  災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置、トリアージ等を行う。  イ　医療救護所での臨時診療活動  災害発生直後から中長期間にわたって、避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。  (2)　考え方  ア　医療機関をできるだけ「救護所」と位置づけ、医療救護班・物資の供給を行う。  イ　災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。  ２　後方医療活動  （略）  第２　医療情報の収集・伝達体制の整備～第９　医療関係者に対する訓練等の実施  （略）    第５節　緊急輸送体制の整備  府、市町村その他の防災関係機関は、災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。  第１　陸上輸送体制の整備  １　緊急交通路の選定  府、市町村は、府警察及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。また、広域緊急交通路のうち、災害発生直後における災害応急対策にあたる緊急通行車両等の通行を最優先で確保するための道路として「重点14路線」を選定する。  (1)　広域緊急交通路（府選定）  ア　府県間を連絡する主要な道路  イ　府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地などを連絡する主要な道路及び接続道路  ウ　各府民センタービル、市町村庁舎など市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路及び接続道路  エ　津波による沿岸部の被災を考慮した、内陸部から沿岸部への櫛の歯型のアクセス道  　　　路  (2)　地域緊急交通路（市町村選定）  広域緊急交通路と当該市町村が自ら選定した災害時用臨時ヘリポート、市町村災害医療センタ－、災害医療協力病院及び避難所などを連絡する道路  ２　緊急交通路の整備～５　緊急通行車両等の事前届出  （略）  第２　航空輸送体制の整備  １　府は、負傷者や物資等の緊急輸送に際して陸上輸送の補完並びに他府県からの広域応援の受入れや市町村への応援を迅速に行うため、広域防災拠点、後方支援活動拠点、オフサイトセンター及び災害拠点病院などに災害時用臨時ヘリポートを整備する。  ２　市町村は、応援を受入れるため、災害時用臨時ヘリポートを選定し、府に報告する。  ３　三次救急医療機関等をはじめとする高度医療施設は、負傷者の搬送及び救急活動にヘリコプターを有効活用するため、緊急離着陸場等を確保するよう努める。  ４　府は、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等にヘリサインの整備を進める。  第３　水上輸送体制の整備  大量の人員、物資の輸送が可能な輸送手段として水上輸送を活用するため、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者は、必要な施設の整備に努める。  １　港湾・漁港の整備  (1)　港湾管理者及び漁港管理者は、必要な岸壁の耐震化を促進するとともに、災害時の物流拠点として必要な施設の整備に努める。  また、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努める。  (2)　国、港湾管理者等の関係機関は港湾法の改正（平成25年11月22日）を踏まえ、港湾の相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策、緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能の確保、航路等の水域沿いの民間港湾施設の適切な維持管理等について検討を行う。  (3)　港湾管理者は、建設業者等を活用し、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員・資機材等の確保に努める。  ２　河川における船着場の整備  （略）  第４　輸送基地の確保～第６　交通規制・管制の確保  （略）  第６節　避難受入れ体制の整備  市町村は、災害から住民を安全に避難させるため、避難場所、避難路、避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民に周知するなどの体制の整備に努める。  　さらに、府、市町村は、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から住民を守るための斜面判定制度の活用を進める。  第１　避難場所、避難路の指定  市町村は、避難場所及び避難路を指定し、日頃から住民に対し周知に努める。  なお、指定緊急避難場所については、市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波や洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。  １　火災時の避難場所及び避難路の指定  （略）  ２　その他の避難場所及び避難路の指定  津波、浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を指定する。  避難場所・避難路の指定にあたり、市町村は、図記号等を利用した府内共通の図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置するなど、日頃から周知に努める。  また、指定した避難場所、避難路については、洪水、土砂災害、津波ハザードマップ等により日頃から周知に努める。  避難場所のうち、臨時へリポートに指定されているところにあっては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。  (1)　避難場所  避難者１人当たり概ね１㎡以上を確保できる安全な空地  (2)　避難路  避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員３ｍ以上の安全な道路及び緑道  第２　避難場所、避難路の安全性の向上  （略）  第３　避難所の指定、整備  市町村は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失、放射性物質及び放射線の放出により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる避難所を指定、整備する。また、避難者等の発生規模と避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、応急住宅としての空き家・空き室の活用、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。  １　避難所の指定  指定避難所は、自治会、町内会等単位で指定し、耐震化・不燃化の促進、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。  (1)　市町村は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。  (2)　指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。  (3)　市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。  (4)　市町村は、指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。  (5)　関係市町は、放射性物質及び放射線の放出により避難等が必要となる事態に備えて、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備を図る。  ２　要配慮者に配慮した施設整備等  人口減少社会を迎える中、要配慮者となる高齢者の増加、支援者となる若年者の減少が懸念されることから、市町村は、要配慮者が利用しやすいよう、避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を図る。また、要配慮者を保護するために、二次的避難所として福祉避難所の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。  (1)　多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例や市町村福祉のまちづくり要綱等に基づいた整備・改善に努める。  (2)　多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める（ただし、障がい者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）。  (3)　市町村は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。  (4)　市町村は、施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。）。  ３　避難所の管理運営体制の整備  市町村は、府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて、避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなどにより、管理運営体制を整備するとともに、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。  (1)　避難所の管理者不在時の開設体制  (2)　避難所を管理するための責任者の派遣  (3)　災害対策本部との連絡体制  (4)　自主防災組織、施設管理者との協力体制  第４　避難誘導体制の整備  １　市町村  市町村は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。  市町村は、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会など地域住民組織や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。  また、市町村は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者，水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。  ２　学校、病院等の施設管理者, ３　不特定多数の者が利用する施設の管理者  （略）  第５　広域避難体制の整備  （略）  第６　応急危険度判定体制の整備  １　被災建築物応急危険度判定体制の整備  （略）  ２　被災宅地危険度判定体制の整備  (1)　被災宅地危険度判定士の養成、登録  府は、市町村、建築関係団体との連携により、危険度判定講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成、登録を行う。  (2)　実施体制の整備  府は、被災宅地危険度判定士の派遣体制の整備を図るとともに、都道府県の相互支援体制の整備を図る。市町村は、被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備等、実施体制の整備を図る。  第７　応急仮設住宅等の事前準備    １　応急仮設住宅建設候補地の事前選定  府及び市町村は、あらかじめ、公共空地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。  また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。  ２　応急仮設住宅の調達体制等の確立  （略）  第８　斜面判定制度の活用  （略）  第９　罹災証明書の発行体制の整備  市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。  府は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。    第７節　緊急物資確保体制の整備  　府及び市町村は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。  第１　給水体制の整備  （略）  第２　食料・生活必需品の確保  府、市町村をはじめ防災関係機関は、相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。  １　府、市町村  (1)　重要物資の備蓄  ア　アルファ化米、乾パンなど  府及び市町村は、それぞれ要給食者の１食分を備蓄する。  イ　高齢者用食、粉ミルク、哺乳瓶  府及び市町村は、それぞれ高齢者用食１食分、粉ミルクを１日分以上、哺乳瓶は必要量を備蓄する。  ウ　毛布  市町村は、避難者のうち高齢者、年少者等配慮を要する者の必要量を備蓄する。府は、その他の避難者の必要量を備蓄する。  エ　衛生用品（おむつ、生理用品等）  府及び市町村は、それぞれ１日分を備蓄する。  オ　仮設トイレ  府及び市町村はそれぞれ必要量を、府は備蓄及び調達により、市町村は備蓄により確保する。  (2)　その他の物資の確保, (3)　備蓄・供給体制の整備  （略）  ２　関西広域連合  関西広域連合は、大規模広域災害発生時における関西全体の備蓄の基本的な考え方、必要備蓄物資の品目、備蓄量、備蓄場所等を定めた計画を策定するとともに、物資の受入や迅速な仕分け、輸送手段・ルート等の確保等を定めた物資集積・配送マニュアルを策定する。  また、仮設シャワーや空調設備、各種燃料類や医薬品など備蓄になじまない物資について、企業や業界団体等との協定に基づく流通備蓄の活用等を検討する。  ３　その他の防災関係機関  (1) 農林水産省  応急用食料品の調達・供給体制の整備及び米穀の備蓄  (2) 近畿農政局（大阪地域センター）  応急用食料品の調達・供給体制に関する連絡・調整  (3) 近畿経済産業局  生活必需品等の調達に関する情報の収集および伝達  (4)　日本赤十字社大阪府支部  毛布、日用品などの備蓄    第８節　ライフライン確保体制の整備  ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。  特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。  また、府は、ライフラインに関わる事業者との日頃からの連携に努め、同事業者の防災体制の整備を促進する。  第１　上水道・工業用水道（府、市町村、大阪広域水道企業団）  （略）  第２　下水道（府、市町村）  災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。  １　応急復旧体制の強化～３　防災訓練の実施  （略）  ４　協力応援体制の整備  (1)　施設の点検、復旧要員の確保を図るため、府・市町村間の協力応援体制を整備する。  (2)　「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」に基づき、福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県の近畿２府７県をはじめ、国、他の地方公共団体及び民間団体との相互支援要請体制を整備する。  第３　電力（関西電力株式会社）  災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。  １　応急復旧体制の強化～３　防災訓練の実施  （略）  ４　協力応援体制の整備  単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。  (1)　復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）に基づき整備する。  (2)　災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「全国融通電力需給契約」及び「二社間融通電力需給契約」に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。  第４　ガス（大阪ガス株式会社）  第５　電気通信（西日本電信電話株式会社等、ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社））  （略）  第６　住民への広報  ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。  １　府及び市町村は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。  ２　関西電力株式会社並びに大阪ガス株式会社は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。  ３　西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。  第９節　交通確保体制の整備  鉄軌道、道路、港湾、漁港、空港施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努める。  府は、鉄軌道、道路、港湾、漁港、空港施設の管理者との日頃からの連携に努め、同事業者の体制の整備を促進する。  第１　鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、大阪府都市開発株式会社（泉北高速鉄道）、北大阪急行電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、水間鉄道株式会社、大阪市交通局、能勢電鉄株式会社）  鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。  第２　道路施設（府、市町村、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪府道路公社）  （略）  第３　港湾施設（府、大阪市）、漁港施設（府、泉南市）  港湾及び漁港管理者は、航路の障害物除去及び船舶交通の整理・誘導のための資機材を整備する。また、災害発生後直ちに港湾施設及び漁港施設の被害状況の把握並びに安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。  第４　空港施設（大阪航空局、新関西国際空港株式会社）  （略）  第１０節　避難行動要支援者支援体制の整備  防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導など様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。  第１　障がい者・高齢者等に対する支援体制整備  １　府  地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認（被災状況の把握等を含む）や避難誘導などを円滑に行うなど、地域の実情に応じた避難行動要支援者の支援対策を推進するため、災害対策基本法の改正を踏まえ、国が市町村を対象に策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年８月策定）」及び府が改訂する「避難行動要支援者支援プラン作成指針」（旧：災害時要援護者支援プラン作成指針）を活用し、市町村に対し助言、相談、情報提供等の支援を行う。  また、避難行動要支援者の避難を支援するため、地域防災リーダー等支援者の育成を図る。  ２ 市町村  府が示した上記指針に基づき、「避難行動要支援者支援プラン」を作成し、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための対応について定める。  また、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、全体計画を定めるとともに、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。  避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するほか、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。  なお、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村等が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、策定することに努める。  (1)　避難行動要支援者の情報把握  福祉部局や防災部局をはじめとする関係部局や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体、自治会、自主防災組織等が連携し、避難行動要支援者の情報把握に一層努める。  (2)　支援体制の整備  事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。  (3)　福祉避難所における体制整備  府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、避難行動要支援者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。  (4)　福祉サービスの継続と関係機関の連携  福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。  他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。  (5)　訓練の実施  避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。  第２ 社会福祉施設の取組み  （略）  第３　福祉避難所の指定  市町村は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談や介護・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所（二次的な避難施設）の指定に努める。  第４　外国人に対する支援体制整備  府及び市町村は、府内在住の外国人に対する防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、情報提供や避難誘導においては、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。  第５　その他の要配慮者に対する配慮  （略）  第１１節　帰宅困難者支援体制の整備  府域の都市部では常住人口（夜間人口）に比べ、昼間時には通勤者・通学者等、周辺からの多数の流入人口が存在しており、大規模地震等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者は多数発生することが予想される。  帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など応急対策活動が妨げられるおそれもある。  このため、府は、市町村や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄などについて働きかけを行う。  市町村は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、関西広域連合は、構成団体等と連携して、帰宅困難者を受け入れるため、大規模店舗及び大学等に協力を求め、受け入れ先の確保を図るとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、コンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供など徒歩帰宅支援を行う。  また、国、府、市町村、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。  なお、具体的な対策については、国、府、市町村、事業者、関係機関が連携して検討を行い、帰宅困難者支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。  第１　帰宅困難者対策の普及・啓発活動  （略）  第２　駅周辺における滞留者の対策  　駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、大規模な駅を抱える自治体は、民間事業者を中心とした対策協議会を設置し、平常時から訓練等により連携体制を確立する。また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。併せて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。  第３　道路・鉄道情報共有のしくみの確立と啓発  　府は関西広域連合と連携して主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有するしくみを確立するとともに、府民に対しこれらの情報入手方法について普及啓発を図る。  第４　代替輸送確保の仕組み（船舶、バス等）  （略）  第５　徒歩帰宅者への支援  １ 給油取扱所における帰宅困難者への支援  　 府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。  ア　一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供  イ　地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供  ２　コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援  　　 関西圏域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。  ア　水道水、トイレ等の提供  イ　地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供  また、府は、民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するためにも、簡易トイレ等の備蓄、帰宅経路の情報提供、安全な歩行空間や休憩場所の確保等、徒歩帰宅を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる取組みを国・市町村・関西広域連合等とも連携しながら進める。 | 第１節　総合的防災体制の整備  防災関係機関は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備、訓練や研修の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。  第１　組織体制の整備  １　府の組織体制の整備  府は、総合的な防災対策を推進するため、防災に係る組織体制の整備・充実を図る。  (1)　平常時に活動する組織  ア　大阪府防災会議  大阪府地域防災計画を作成し、その実施を推進する。  〔組織〕  会長　　知事  委員　　指定地方行政機関、陸上自衛隊、教育委員会、府警本部、市町村及び消防機関、指定公共機関・指定地方公共機関の長等、府知事部局の職員（副知事、危機管理監、都市整備部長）  イ　大阪府防災・危機管理対策推進本部  府の防災対策を総合的かつ計画的に推進する。  〔組織〕  本部長　　　知事  副本部長　　副知事（３名）、危機管理監  本部員　　　危機管理室長、副首都推進局長、政策企画部長、報道監、企画室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長  (2) 災害時又は災害発生の恐れがある場合に活動する組織  ア　大阪府防災・危機管理警戒体制  （略）  イ　大阪府防災・危機管理指令部  災害対策にかかる情報収集・対策推進組織として、府域における災害対策活動を総合的かつ計画的に実施する。  〔組織〕  指令部長　　　　危機管理監  指令部副部長　　危機管理室長  指令部員　　　　報道監、防災企画課長、災害対策課長、消防保安課長、政策企画総務課長、戦略事業室事業推進課長、戦略事業室空港・広域インフラ課長、財政課長、法務課長、人事課長、庁舎管理課長、府民文化総務課長、福祉総務課長、健康医療総務課長、医療対策課長、商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、みどり推進室長、農政室長、水産課長、都市整備総務課長、事業管理室事業企画課参事、道路環境課長、河川環境課長、港湾局経営振興課長、住宅まちづくり総務課長、会計総務課長、教育総務企画課長  なお、災害、事故・事件等の態様に応じ指令部員を限定して、指令部会議を開催する。  《地域情報班》　　大阪府防災・危機管理警戒班又は大阪府防災・危機管理指令部が活動を開始した場合、地域の情報収集を行うために活動を開始する。  〔組織〕  地域情報班長　土木事務所地域防災監※  地域情報班員　府民センタービル内出先機関の職員  　※土木事務所地域防災監とは、土木事務所参事兼地域支援・企画課長を指す。（以下、同じ）  ウ　大阪府防災・危機管理警戒本部  大阪府防災・危機管理警戒本部は、災害の発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき、防災・危機管理指令部が災害情報により災害が発生したと判断したとき、震度５弱又は震度５強を観測したとき、東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき、原子力事業者が事業所の敷地境界付近に設置する放射線測定設備又は府モニタリング設備でのガンマ線の放射線量が別に定める異常値を検出したとき、その他知事が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。  〔組織〕  本部長　　　知事  副本部長　　副知事（３名）、危機管理監  本部員　　　政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長  なお、災害の態様に応じ、構成員を限定する。  《地域警戒班》　大阪府災害警戒本部が設置された場合、地域の情報収集を行うために設置する。  〔組織〕  地域警戒班長　土木事務所地域防災監  地域警戒班員　府民センタービル内出先機関の職員  エ　大阪府災害対策本部  防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき、震度６弱以上の震度を観測したとき、原子力事業者からの通報（原災法第10条第１項）を受信したとき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法第15条）を発出したとき、特別警報が発表されたとき、その他知事が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。  〔組織〕  本部長　　　知　事  副本部長　　副知事（３名）、危機管理監  本部員　　　政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長  《大阪府災害対策本部地域連絡部》  大阪府災害対策本部が設置された場合、地域の情報収集を行うために設置する。  〔組織〕  地域連絡部長　　　土木事務所地域防災監  地域連絡部員　　　府民センタービル内出先機関の長又は同出先機関の長が指名した者  オ　大阪府現地災害対策本部  （略）  カ　大阪府水防本部（「大阪府水防計画」参照）  水防を総括するために、設置する。  〔組織〕  水防本部長　　　知　事  副本部長　　　　副知事（都市整備部担当）、危機管理監  指揮監　　　　　都市整備部長、環境農林水産部長、危機管理室長  指揮監付　　　　都市整備部技監、都市整備部次長、事業管理室長、河川室長、環境農林水産部次長、災害対策課長  指揮班長　　　　事業管理室事業企画課参事  指揮副班長　　　河川環境課長、道路環境課長  現地指導班長　　土木事務所長、西大阪治水事務所長、寝屋川水系改修工営所長、港湾局長、農と緑の総合事務所長、流域下水道事務所長、箕面整備事務所長  機動班長　　　　用地課長、安威川ダム建設事務所長  キ　震災応急対策連絡会議の設置  （略）    ２　府の動員体制の整備  府は、災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制及び参集体制の整備を図る。  (1)　職員の配備基準, (2)　大阪府水防本部の配備基準  （略）  (3) 勤務時間外における動員体制  ア　防災・危機管理当直の実施  勤務時間外における災害・危機事象にかかる原因情報等の迅速な収集と伝達を図るため、防災・危機管理当直を実施する。  イ　主要防災関係職員への早期情報伝達  災害対策本部員、防災・危機管理対策指令部員をはじめとする防災関係職員に対し、携帯電話を携帯させ、メール等により、情報伝達の迅速化を図る。  ウ　防災担当職員用住宅等の確保  防災・危機管理指令部員など主要な防災関係職員を緊急に参集させるため、庁舎周辺での住宅を確保する。  エ　職員の自動参集  職員は、府域において震度４以上の震度を観測した場合には、(1)の配備基準に基づき、自動参集する。  また、気象台から水防に関する予警報が出されたとき、水防担当者は、水防本部の指令を待つことなく自主参集する。  オ　職員の住所に着目した参集体制  大阪府災害対策本部及び府の災害対策主要施設における初動体制の迅速な確立をはじめ、市町村の被害状況及び対策状況等の収集・伝達による大阪府の災害応急対策の円滑な実施を期するため、本庁の災害対策本部、府民センタービル、広域防災拠点、後方支援活動拠点のほか、府内市町村本庁舎に自宅から徒歩・自転車等により60分程度で参集可能な職員を緊急防災推進員として指名する。  緊急防災推進員は、府内で震度５弱以上の震度を観測した場合に、指定された場所に参集する。  ３　市町村の組織動員体制の整備  （略）  ４　その他の防災関係機関の組織体制の整備  （略）  第２　防災拠点機能の確保・充実  府、市町村をはじめ防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。  また、府は、災害対策本部等用として、自衛隊、警察、消防等の関係機関を含めた職員用の飲料水・食料、燃料等の確保に努める。  １　防災拠点の定義  （略）  ２　司令塔機能の整備  府は、府及び防災関係機関の防災活動における中枢的防災拠点として、災害対策本部室、意思決定支援機能や情報受発信機能等を備えた防災センターを整備し、司令塔機能の強化に努める。  市町村及び防災関係機関は、災害対策本部室等の司令塔機能施設を整備するよう努める。  また、代替施設の選定等のバックアップ対策を講じるとともに、保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備え、自家発電設備等の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努める。  ３　現地司令塔機能の整備～  ５　後方支援活動拠点（消防・警察・自衛隊等の応援部隊の集結地）の整備  （略）  ６　災害拠点病院及び広域搬送拠点臨時医療施設の整備  府は、重症患者の救命医療を行うための高度な診療、医薬品等の備蓄、医療救護班の派遣・受入れ、広域患者搬送への対応機能をもつ災害拠点病院を整備する。また、大規模災害時に全国からの医療救護支援を円滑に受け入れるとともに、大規模災害時において被災地域内での治療が困難な重症患者を治療可能な医療施設まで搬送するため、広域搬送拠点臨時医療施設を整備する。  ７　地域防災拠点の整備  （略）  第３　装備資機材等の備蓄  （略）  第４　防災訓練の実施  府、市町村をはじめ消防団等の防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境等について具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。  また、業務（事業）継続計画（ＢＣＰ）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。  訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。  １　総合的防災訓練の実施  府及び市町村等は、関係機関及び自主防災組織等、住民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の総合的訓練、水防、林野火災、原子力、危険物、航空機、海上等の災害別対策訓練、地震直後の風水害等の複合災害に備えた訓練等の防災訓練を実施する。  その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。  ２　近畿府県合同防災訓練・広域応援図上訓練の実施  「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、関西圏域の防災関係機関等が参加する合同防災訓練を実施する。  また、関西広域連合とともに、国、構成団体、連携県、関係機関等が参加する関西広域応援図上訓練を実施する。  第５　広域防災体制の整備  府、市町村、関西広域連合をはじめ防災関係機関は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。  また、府域における大規模災害発生時において府が防災関係機関に対し広域的な応援を要請する際に備え、別に定める広域的支援部隊受入計画に基づき、円滑な受入れ体制を整備する。  さらに、府は、関西広域連合が策定する関西防災・減災プランと整合性をはかりながら、関西広域連合や構成団体及び構成県等からの応援をはじめ、その他、全国からの応援を円滑に受け入れるための体制を整備する。  １　広域防災体制の整備  （略）  ２　基幹的広域防災拠点との連携  国や被災府県・市町村、指定公共機関等の責任者が参集して広域的な災害対策活動の総合調整を行う現地の司令塔機能（合同現地対策本部機能）と、広域防災拠点のみでは対応が困難な場合に広域防災拠点を支援する高次支援機能（広域防災拠点機能）を有する基幹的広域防災拠点との連携による効果的な防災体制を構築する。  〔司令塔機能〕  総合調整機能、情報通信機能  〔高次支援機能〕  人員等輸送機能、物資輸送拠点機能、ヘリポート機能、応援要員受入機能　等  第６　人材の育成  府、市町村をはじめ防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。  また、府は、関西広域連合が実施する専門的な研修等を活用し、防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。  １　職員に対する防災教育  府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、連携して職員に対し防災教育を実施する。  (1)　教育の方法  ア　講習会、研修会等の実施及び参加  イ　見学、現地調査等の実施  ウ　災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知  (2)　教育の内容  （略）  ２　専門教育機能の強化  （略）  ３　家屋被害認定を行う者の育成  府は、災害時の家屋被害認定の迅速化と適正化を図るために、家屋被害認定調査員の確保・スキルアップに向け、市町村における家屋被害認定調査員向けの研修を充実する。  第７　防災に関する調査研究の推進, 第８　自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備  （略）  第９　自治体被災による行政機能の低下等への対策  府及び市町村は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。  １　自治体のＢＣＰ（業務継続計画）の策定・運用  南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、府内自治体の庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。  そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧するため、府、市町村は、以下の方針に基づき業務継続を図るとともに、自治体ＢＣＰ（業務継続計画）を策定し、適切に運用する。  (1) 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。  (2) 自治体の行政機能が一部停止することによる府民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、首長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。  (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務（非常時優先業務）の整理を行うとともに、その業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食料や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。  (4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。  ２　市町村の体制整備  (1)　府  府は、被災市町村の被災程度に応じて、管内市町村の理解と協力を得ながら、支援が必要な分野に応じた人員を確保し、市町村を支援する体制の整備に努める。  ア　大阪府災害時先遣隊  府は、緊急防災推進員に加え、被災市町村の被災状況の把握や初動時の災害応急対策の実施を支援するため、当該市町村からの要請を待つことなく、府職員を派遣する体制を整備するとともに、情報収集要領を作成する。  イ　専門要員の養成  府は、関西広域連合とともに、災害支援活動で必要な要員等の養成等に努める。  (2)　市町村  ア　被災者支援システムの導入  市町村は、被災者支援システムの導入に努める。  イ　市町村における業務継続の体制整備  市町村は、ＢＣＰ（業務継続計画）の策定・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。  ウ　相互応援体制の強化  市町村は、相互応援協定の締結等、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。  ３　受援体制の強化  　　　府及び市町村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県や市町村から応援を受けることができるように受援体制の構築を計画しておくこととし、応援要員の従事を想定する業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。  第１０　事業者、ボランティアとの連携  （略）    第２節　情報収集伝達体制の整備  府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。  さらに、全国瞬時警報システム（Ｊ-ＡＬＥＲＴ）と市町村防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。  第１　災害情報収集伝達システムの基盤整備  府、市町村をはじめ防災関係機関は、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。  　各防災関係機関は、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や津波や洪水による浸水のない階層への設置やかさ上げ等を図る。  府及び市町村は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。  １　防災情報システムの充実  府は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、観測情報や被害情報の収集伝達等、初動活動に支障をきたさないよう、市町村と連携して防災情報システムを円滑に運用するとともに、防災関連情報のデータベース化を図るなど、機能充実に努める。  また、府は、要配慮者に対する防災情報の伝達にも配慮した住民への情報発信力を強化するとともに、府と市町村との防災情報の共有を進めることにより、災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化するため、市町村とともに防災情報充実強化事業を実施し、同事業により実現するシステムを活用して以下の機能の実現を図る。  (1) インターネットを利用した防災情報の収集及び伝達（防災ポータルサイトの設置等）  (2) 携帯メールや緊急速報メールを利用した情報の収集伝達と職員の参集  (3) 高所カメラ等を利用した情報空白期における情報収集  (4) Ｌアラート（災害情報共有システム）等を利用したデータ放送への防災情報の伝達  (5) ネットワークを活用した被災者支援システム等被災時の業務支援・情報共有  ２　無線通信施設の整備  府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。  (1)　府  ア　大阪府防災行政無線の整備充実  イ 災害拠点病院への防災行政無線の整備充実  ウ　下水道防災行政無線の整備充実  (2)　府警察  警察無線の整備充実  (3)　市町村  ア　市町村防災行政無線（移動系・同報系）の整備充実  イ　消防無線デジタル化の整備充実  ウ　ＭＣＡ無線、衛星電話、地域ＦＭ、緊急速報メール等、様々なシステムを利用した住民への情報伝達体制の整備  エ 衛星携帯電話等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保  (4)　指定行政機関～(6)　防災相互通信用無線の整備  （略）  第２　情報収集伝達体制の強化  府、市町村をはじめ防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある住民や職員に対し、津波警報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ-ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、かんさい生活情報ネットワーク、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、ソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。また、職員の情報分析力の向上を図るなど、情報収集伝達体制の強化を進める。  府は、災害発生時における職員との連絡確保を図るため、携帯電話の災害時優先電話登録を進めるほか、勤務時間外の情報収集伝達を迅速に行うため、職員の24時間常駐体制をとるものとする。  市町村は、消防等防災関係機関との連携により、職員常駐体制又はその代替的な体制の整備に努める。  第３　災害広報体制の整備    放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達にかかる体制の整備に努める。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。  また、府及び市町村は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。  １　広報体制の整備～５　居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供  （略）  第４　気象観測体制の整備  府、大阪管区気象台、近畿地方整備局をはじめ防災関係機関は、相互に連携し、災害の未然防止及び被害の軽減のため、常に地震等の観測が正確に行われるよう、観測設備の整備・充実を図るとともに、観測者の技術の習熟及び精度の向上を図り、観測体制の整備に努める。  防災関係機関は、気象に関する観測施設を適切に配置、整備し、観測体制の充実に努めるとともに、防災関係機関相互の情報交換・連携や情報の一元化に努める。  １　大阪管区気象台  地上気象観測（気圧、気温、風等）、レーダー気象観測（降水等）、海洋観測（潮位、潮時等）、地域気象観測（局地的異常気象の監視）等を行う。  ２　近畿地方整備局  テレメータ、レーダー雨量計等による観測体制の整備を図り、風水害等の自然災害情報の収集・連絡、提供を行う。  ３　府  防災テレメータ（雨量、河川水位等）、ため池防災テレメータ（ため池水位等）、土石流テレメータ（雨量等）により、風水害等の自然災害を防ぐための観測体制を整備する。  また、国が整備しているＧＰＳ沖合波浪計や水圧式波浪計のデータ等を活用した、津波情報等の収集体制の整備に努める。    第３節　消火・救助・救急体制の整備  府、市町村、府警察、第五管区海上保安本部及び原子力事業者等は、被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努める。  　府及び市町村は、国と連携し、大規模災害又は特殊災害に対応するため、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。また、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、事業者や大学等への協力に努める。  なお、府及び市町村は、警察官、消防職員、消防団及び自主防災組織等の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。  第１　市町村  大規模火災等の災害の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の一層の充実に努める。  １　消防力の充実, ２　広域消防応援体制の整備  （略）  ３　市町村消防の広域化  消防力の強化に向け、国の「市町村の消防の広域化に関する基本方針」や、府が定めた「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、市町村が広域消防運営計画を作成し、消防の広域化を推進する。  第２　府  １　府は、消火・救助・救急活動体制をさらに強化するため、消防力の高度化、消防組織の広域化について、必要な助言・指導に努める。  ２　府は、公益財団法人大阪府消防協会と連携し、消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るよう教育訓練を実施するなど、消防団の活性化を図る。  ３　府は、消防力の充実等に対する市町村の取組みを支援する。  第３　府警察～第５　連携体制の整備  （略）    第４節　災害時医療体制の整備  府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進する等、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。  また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）から中長期的な医療を担う医療救護班への円滑な移行等を図るため、被災地外からの医療救護班の受け入れや派遣についてのコーディネート機能の整備等に努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受入れについても支援に努める。  第１　災害医療の基本的考え方  災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。  この際、死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し府内の全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。  また、大規模災害時においては、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析のうえ、必要な医療救護班を組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。  １　現地医療活動  患者がまず最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班等が「救護所」において実施する。  (1)　救護所及び現地医療活動の分類  次の２種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。  ア　応急救護所での現場救急活動  災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置、トリアージ等を行う。  イ　医療救護所での臨時診療活動  災害発生直後から中長期間にわたって、指定避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。  (2)　考え方  ア　医療機関をできるだけ「救護所」と位置づけ、医療救護班・物資の供給を行う。  イ　災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。  ２　後方医療活動  （略）  第２　医療情報の収集・伝達体制の整備～第９　医療関係者に対する訓練等の実施  （略）  第５節　緊急輸送体制の整備  府、市町村その他の防災関係機関は、災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。  第１　陸上輸送体制の整備  １　緊急交通路の選定  府、市町村は、府警察及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。また、広域緊急交通路のうち、災害発生直後における災害応急対策にあたる緊急通行車両等の通行を最優先で確保するための道路として「重点14路線」を選定する。  (1)　広域緊急交通路（府選定）  ア　府県間を連絡する主要な道路  イ　府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地等を連絡する主要な道路及び接続道路  ウ　各府民センタービル、市町村庁舎等、市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路及び接続道路  エ　津波による沿岸部の被災を考慮した、内陸部から沿岸部への櫛の歯型のアクセス道  　　　路  (2)　地域緊急交通路（市町村選定）  広域緊急交通路と当該市町村が自ら選定した災害時用臨時ヘリポート、市町村災害医療センタ－、災害医療協力病院及び指定避難所等を連絡する道路  ２　緊急交通路の整備～５　緊急通行車両等の事前届出  （略）  第２　航空輸送体制の整備  １　府は、負傷者や物資等の緊急輸送に際して陸上輸送の補完並びに他府県からの広域応援の受入れや市町村への応援を迅速に行うため、広域防災拠点、後方支援活動拠点、オフサイトセンター及び災害拠点病院等に災害時用臨時ヘリポートを整備する。  ２　市町村は、応援を受入れるため、災害時用臨時ヘリポートを選定し、府に報告する。  ３　三次救急医療機関等をはじめとする高度医療施設は、負傷者の搬送及び救急活動にヘリコプターを有効活用するため、緊急離着陸場等を確保するよう努める。  ４　府及び市町村は、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。  第３　水上輸送体制の整備  大量の人員、物資の輸送が可能な輸送手段として水上輸送を活用するため、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者は、必要な施設の整備に努める。  １　港湾・漁港の整備  (1)　港湾管理者及び漁港管理者は、必要な岸壁の耐震化を促進するとともに、災害時の物流拠点として必要な施設の整備に努める。  また、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努める。  (2)　国、港湾管理者等の関係機関は、港湾の相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策や緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能の確保に努める。また、港湾管理者は航路等の水域沿いの民間港湾施設の適切な維持管理等について指導するとともに、国と連携し民間事業者が耐震対策を実施する際には必要に応じて支援する。  (3)　港湾管理者及び漁港管理者は、建設業者等を活用し、発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員・資機材等の確保に努める。  ２　河川における船着場の整備  （略）  第４　輸送基地の確保～第６　交通規制・管制の確保  （略）  第６節　避難受入れ体制の整備  市町村は、災害から住民を安全に避難させるため、避難場所、避難路、指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民に周知するなどの体制の整備に努める。  　さらに、府、市町村は、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から住民を守るための斜面判定制度の活用を進める。  第１　避難場所、避難路の指定  市町村は、避難場所及び避難路を指定し、日頃から住民に対し周知に努める。  指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波や洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。  １　火災時の避難場所及び避難路の指定  （略）  ２　その他の避難場所及び避難路の指定  津波、浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を指定する。  避難場所・避難路の指定にあたり、市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、府と市町村は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。  なお、避難場所標識等については、案内図記号（ＪＩＳ　Ｚ8210）の追補６「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（ＪＩＳ　Ｚ9098）」を用いる。  また、指定した避難場所、避難路については、洪水、土砂災害、津波ハザードマップ等により日頃から周知に努める。  避難場所のうち、臨時へリポートに指定されているところにあっては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。  (1)　避難場所  避難者１人当たり概ね１㎡以上を確保できる安全な空地  (2)　避難路  避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員３ｍ以上の安全な道路及び緑道  第２　避難場所、避難路の安全性の向上  （略）  第３　指定避難所の指定、整備  市町村は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失、放射性物質及び放射線の放出により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる指定避難所を指定、整備する。また、避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設や民間施設の指定避難所としての利用拡大、応急住宅としての空き家・空き室の活用、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。  １　指定避難所の指定  指定避難所は、自治会、町内会等単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。  (1)　市町村は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。  (2)　指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。なお、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。  (3)　市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。  (4)　市町村は、指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。  (5)　関係市町は、放射性物質及び放射線の放出により避難等が必要となる事態に備えて、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備を図る。  ２　要配慮者に配慮した施設整備等  人口減少社会を迎える中、要配慮者となる高齢者の増加、支援者となる若年者の減少が懸念されることから、市町村は、要配慮者が利用しやすいよう、指定避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を図る。また、要配慮者を保護するために、二次的避難所として福祉避難所の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護や医療的ケア等の支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。  (1)　多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例や市町村福祉のまちづくり要綱、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障がい者等が落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえることや、歩行が困難な障がい者等の通路を確保する等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。  (2)　多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める（ただし、障がい者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）。  (3)　市町村は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。  (4)　市町村は、施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。）。  ３　指定避難所の管理運営体制の整備  市町村は、府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて、指定避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなどにより、管理運営体制を整備するとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。  (1)　指定避難所の管理者不在時の開設体制  (2)　指定避難所を管理するための責任者の派遣  (3)　災害対策本部との連絡体制  (4)　自主防災組織、施設管理者との協力体制  第４　避難誘導体制の整備  １　市町村  市町村は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。  なお、防災マップの作成にあたっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。  市町村は、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会等の地域住民組織や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。  また、市町村は、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始といった避難情報について、河川管理者，水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。  ２　学校、病院等の施設管理者, ３　不特定多数の者が利用する施設の管理者  （略）  第５　広域避難体制の整備  （略）  第６　危険度判定体制の整備  １　被災建築物応急危険度判定体制の整備  （略）  ２　被災宅地危険度判定体制の整備  (1)　被災宅地危険度判定士の養成、登録  府は、市町村、建築関係団体との連携により、危険度判定講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成、登録を行う。  (2)　実施体制の整備  府は、被災宅地危険度判定士の派遣体制の整備を図るとともに、都道府県の相互支援体制の整備を図る。市町村は、被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備等、実施体制の整備を図る。  (3)　被災宅地危険度判定制度の普及啓発  府及び市町村は、建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。  第７　応急仮設住宅等の事前準備    １　応急仮設住宅建設候補地の事前選定  府及び市町村は、あらかじめ、各種災害に対する安全性に配慮しつつ、公共空地の中から応急仮設住宅の建設候補地を選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。  また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。  ２　応急仮設住宅の調達体制等の確立  （略）  第８　斜面判定制度の活用  （略）  第９　罹災証明書の発行体制の整備  市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。  府は、市町村における罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、市町村に対し、家屋被害認定調査員のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図る。    第７節　緊急物資確保体制の整備  　府及び市町村は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。  第１　給水体制の整備  （略）  第２　食料・生活必需品の確保  府、市町村をはじめ防災関係機関は、相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。  １　府、市町村  (1)　重要物資の備蓄  府と市町村は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、被災者支援のために特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置づけ、府と市町村で１：１を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。  必要量は、直下型地震（1日分）と南海トラフ巨大地震（3日分）それぞれの避難所避難者数を下表の算出式で算出した数量を比較し、多い方とする。   |  |  | | --- | --- | | 品　目 | 算　　出　　式 | | 食料 | 避難所避難者数×3食×1.2（注）。  (注)1.2は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。 | | 高齢者用食 | 上記で算出した数量のうち、５％（80歳以上人口比率）を高齢者食とする。 | | 毛布 | 避難所避難者数×必要枚数2枚/人。 | | 育児用調整粉乳 | 避難所避難者数×1.6％（0～1歳人口比率）×70％（人口授乳率）×130ｇ/人/日。 | | 哺乳瓶 | 避難所避難者数×1.6％（0～1歳人口比率）×70％（人口授乳率）×1本（注）/人。  （注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5回/人/日とする。  ※市町村は、必要数分（100%）、府は予備分とする。 | | 乳児・小児用おむつ | 避難所避難者数×2.5％（0～2歳人口比率）×8枚/人/日。 | | 大人用おむつ | 避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚/人/日。 | | 簡易トイレ | 避難所避難者数×0.01  ※避難所避難者100人に1基、市町村はＢＯＸ型（マンホールトイレ等含む）、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。 | | 生理用品 | 避難所避難者数×48％（12～51歳人口比率）×52％（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日。 | | トイレットペーパー | 避難所避難者数×7.5ｍ/人/日。 | | マスク | 避難所避難者数×1.8％。 |   　　※府の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」より抜粋  (2)　その他の物資の確保, (3)　備蓄・供給体制の整備  （略）  ２　関西広域連合  関西広域連合では、民間物流事業者・流通業者等の参画を得て、緊急物資の輸配送及び緊急物資の確保・調達について課題と対応の方向を整理した「緊急物資円滑供給システム」に基づき、関西における災害時の実効性のある物資供給を推進していく。  また、仮設シャワーや空調設備、各種燃料類や医薬品等、備蓄になじまない物資について、企業や業界団体等との協定に基づく流通備蓄の活用等を検討する。  ３　その他の防災関係機関  (1) 農林水産省  応急用食料品の調達・供給体制の整備及び米穀の備蓄  (2) 近畿農政局（大阪府拠点）  応急用食料品の調達・供給体制に関する連絡・調整  (3) 近畿経済産業局  生活必需品等の調達に関する情報の収集および伝達  (4)　日本赤十字社大阪府支部  毛布、日用品等の備蓄    第８節　ライフライン確保体制の整備  ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。  特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。  また、府は、ライフラインに関わる事業者との日頃からの連携に努め、同事業者の防災体制の整備を促進する。  第１　上水道・工業用水道（府、市町村、大阪広域水道企業団）  （略）  第２　下水道（府、市町村）  災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。  １　応急復旧体制の強化～３　防災訓練の実施  （略）  ４　協力応援体制の整備  (1)　施設の点検、復旧要員の確保を図るため、府・市町村間の協力応援体制を整備する。  (2)　「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」に基づき、福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県の近畿２府７県をはじめ、国、他の地方公共団体及び民間団体との相互支援要請体制を整備する。  (3) 民間事業者等との協定締結による協力応援体制の整備に努める。  第３　電力（関西電力株式会社）  災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。  １　応急復旧体制の強化～３　防災訓練の実施  （略）  ４　協力応援体制の整備  単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。  (1)　復旧用資機材、要員について、他電力会社および電源開発株式会社等と相互の応援体制を整備する。  (2)　災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「二社間融通電力受給契約」および電力広域的運営推進機関の指示に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。  第４　ガス（大阪ガス株式会社）  第５　電気通信（西日本電信電話株式会社等、ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社））  （略）  第６　住民への広報  ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。  １　府、市町村及び大阪広域水道企業団は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。  ２　関西電力株式会社並びに大阪ガス株式会社は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。  ３　西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。  第９節　交通確保体制の整備  鉄軌道、道路、港湾、漁港、空港施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努める。  府は、鉄軌道、道路、港湾、漁港、空港施設の管理者との日頃からの連携に努め、同事業者の体制の整備を促進する。  第１　鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、水間鉄道株式会社、大阪市交通局、能勢電鉄株式会社）  鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。  第２　道路施設（府、市町村、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪府道路公社）  （略）  第３　港湾施設（府、大阪市）、漁港施設（府、泉南市）  港湾及び漁港管理者は、航路の障害物除去及び船舶交通の整理・誘導のための資機材を確保するための体制を整える。また、災害発生後直ちに港湾施設及び漁港施設の被害状況の把握並びに安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。  第４　空港施設（大阪航空局、新関西国際空港株式会社）  （略）  第１０節　避難行動要支援者支援体制の整備  防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導等、様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。  第１　障がい者・高齢者等に対する支援体制整備  １　府  地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認（被災状況の把握等を含む）や避難誘導等を円滑に行うなど、地域の実情に応じた避難行動要支援者の支援対策を推進するため、災害対策基本法の改正を踏まえ、国が市町村を対象に策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年８月策定）」及び府が改訂した「避難行動要支援者支援プラン作成指針（平成27年２月改訂）」を活用し、市町村に対し助言、相談、情報提供等の支援を行う。  また、避難行動要支援者の避難を支援するため、地域防災リーダー等支援者の育成を図る。  ２ 市町村  府が示した上記指針に基づき、「避難行動要支援者支援プラン」を作成し、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための対応について定める。  また、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、全体計画を定めるとともに、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。  避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するほか、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。  なお、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村等が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、策定することに努める。  (1)　避難行動要支援者の情報把握  福祉部局や防災部局をはじめとする関係部局や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体、自治会、自主防災組織等が連携し、避難行動要支援者の情報把握に一層努める。  (2)　支援体制の整備  事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援等を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。  (3)　福祉避難所における体制整備  府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、避難行動要支援者の介護・医療的ケア等、相談や介助等の支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。  (4)　福祉サービスの継続と関係機関の連携  福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケア等の福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。  他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。  (5)　訓練の実施  避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。  第２ 社会福祉施設の取組み  （略）  第３　福祉避難所の指定  市町村は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談や介護・医療的ケア等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所（二次的な避難施設）の指定をするとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。  第４　外国人に対する支援体制整備  府及び市町村は、府内在住の外国人に対する防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、情報提供や避難誘導においては、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等を行い、来阪外国人旅行者に対しては、災害情報等を提供するためのポータルサイトを多言語で開設する等、外国人に配慮した支援に努める。また、府は避難所を運営する市町村が円滑に多言語支援をできるよう、大阪府国際交流財団（OFIX)と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの育成に努める。  第５　その他の要配慮者に対する配慮  （略）  第１１節　帰宅困難者支援体制の整備  府域の都市部では常住人口（夜間人口）に比べ、昼間時には通勤者・通学者等、周辺からの多数の流入人口が存在しており、大規模地震等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者は多数発生することが予想される。  帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動等、応急対策活動が妨げられるおそれもある。  このため、府は、市町村や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備等について働きかけを行う。  市町村は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、関西広域連合は、構成団体等と連携して、帰宅困難者を受け入れるため、大規模店舗及び大学等に協力を求め、受け入れ先の確保を図るとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、コンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供等、徒歩帰宅支援を行う。  また、国、府、市町村、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。  なお、具体的な対策については、国、府、市町村、事業者、関係機関が連携して検討を行い、帰宅困難者支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。  第１　帰宅困難者対策の普及・啓発活動  （略）  第２　駅周辺における滞留者の対策  　駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、大規模な駅を抱える自治体は、民間事業者を中心とした対策協議会を設置し、平常時から訓練等により連携体制を確立する。また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。併せて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。  第３　道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発  　府は関西広域連合と連携して主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有する仕組みを確立するとともに、府民に対しこれらの情報入手方法について普及啓発を図る。  第４　代替輸送確保の仕組み（船舶、バス等）  （略）  第５　徒歩帰宅者への支援  １ 給油取扱所における徒歩帰宅者への支援  　 府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、徒歩帰宅者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。  ア　一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供  イ　地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供  ２　コンビニエンスストア・外食事業者による徒歩帰宅者への支援  　　 関西圏域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。  ア　水道水、トイレ等の提供  イ　地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供  また、府は、民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するためにも、簡易トイレ等の備蓄、帰宅経路の情報提供、安全な歩行空間や休憩場所の確保等、徒歩帰宅を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる取組みを国・市町村・関西広域連合等とも連携しながら進める。 |

| 府地域防災計画（平成26年3月） | 今回変更 |
| --- | --- |
| 第１節　防災意識の高揚  府、市町村をはじめ防災関係機関は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施など、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者に配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。  第１　防災知識の普及啓発  府、市町村をはじめ防災関係機関は、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。    １　普及啓発の内容  (1)　災害等の知識  ア　災害の態様や危険性  イ　各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置  ウ　地域の地形、危険場所  エ　過去の災害から得られた教訓の伝承  オ　地域社会への貢献  カ　応急対応、復旧・復興に関する知識  (2)　災害への備え  ア　１週間分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活物資の備蓄  イ　非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備  ウ　飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備  エ　負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策  オ　避難場所・避難路・避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡方法等の確認  カ　住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性  キ　自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加  ク　地震保険、火災保険の加入の必要性  (3)　災害時の行動  ア　身の安全の確保方法  イ　情報の入手方法  ウ　緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動  エ　津波発生時（大きな長い揺れが継続した場合）にとるべき行動  オ　地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項  カ　避難行動要支援者への支援  キ　初期消火、救出救護活動  ク　心肺蘇生法、応急手当の方法  ケ　避難生活に関する知識  コ　自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加  サ　自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力  シ　災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力  ２　普及啓発の方法  (1)　パンフレット等による啓発  防災パンフレット、ビデオ等を作成、活用するとともに、広報紙（誌）及びテレビ、ラジオなどのマスメディア、ホームページ（インターネット）を活用した普及啓発を実施する。啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、ビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、視覚障がい者・聴覚障がい者や外国人等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。  (2)　活動等を通じた啓発  防災週間、防災とボランティアの週間及び津波防災の日をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。  (3)　防災教育啓発施設の整備、活用  住民が防災意識を高め、また対応力を向上することができるよう、防災資料館、疑似体験施設等を備えた防災教育啓発施設（津波・高潮ステーション等）を整備し、活用する。  第２　防災教育  １　学校における防災教育  防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における防災教育が重要である。学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校・中学校・高等学校等の発達段階に応じた防災教育を実施する。  (1)　教育の内容  ア　気象、地形、地震、津波についての正しい知識  イ　防災情報の正しい知識  ウ　身の安全の確保方法、避難場所・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法  エ　災害等についての知識  オ　ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成  (2)　教育の方法  ア　防災週間等を利用した訓練の実施  イ　教育用防災副読本、ビデオの活用  ウ　特別活動等を利用した教育の推進  エ　防災教育啓発施設の利用  オ　防災関係機関との連携  カ　緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用  キ　自主防災組織、ボランティア等との連携  (3)　教職員の研修  教育委員会は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。  (4)　学校における防災教育の手引き  　 「学校における防災教育の手引き」などを通じて防災教育を充実する。  (5)　校内防災体制の確立  学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。  ２　消防団等による防災教育  （略）  第３　災害教訓の伝承  （略）    第２節　自主防災体制の整備  府及び市町村は、住民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。  第１　地区防災計画の策定等  人口減少社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、市町村は、高齢者や障がい者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。  また、市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。  市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。  なお、市町村は、市町村地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市町村に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。  第２　自主防災組織の育成  市町村は、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の結成及び育成、消防団や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努める。  さらに、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、高齢者や障がい者、女性、子どもたちの参画の促進に努める。  府は、市町村が推進する自主防災組織の結成及び育成に関し、必要な協力を行う。  １　活動内容  (1)　平常時の活動  ア　防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）  イ　災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）  ウ　災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、避難場所・避難路・避難所・津波避難ビル等の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）  エ　災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・避難所開設運営・炊き出し訓練など）  オ　復旧・復興に関する知識の習得  (2)　災害時の活動  ア　避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など）  イ　救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）  ウ　出火防止・初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など）  エ　情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市町村への伝達、救援情報などの住民への周知など）  オ　物資分配（物資の運搬、給食、分配）  カ　避難所の自主的運営  ２　育成方法  （略）  ３　各種組織の活用  （略）  第３　事業者による自主防災体制の整備  府及び市町村は、事業者に対して、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。  また、府及び市町村は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。  １　啓発の内容  (1)　平常時の活動  ア　事業継続計画（ＢＣＰ）の作成・運用  イ　防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）  ウ　災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）  エ　災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）  オ　災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）  カ　地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）  (2)　災害時の活動  ア　従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認（従業員の家族含む。）、避難誘導、避難行動要支援者への援助など）  イ　救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）  ウ　出火防止・初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）  エ　情報伝達（地域内での被害情報の市町村への伝達、救援情報などの周知など）  オ　地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、津波避難ビルや、帰宅困難者対策のための施設の開放など）  ２　啓発の方法  （略）  第４　救助活動の支援  （略）    第３節　ボランティアの活動環境の整備  （略）    第４節　企業防災の促進  　事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、運用するよう、努める。  また、東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。  特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、府及び市町村との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。  府及び市町村は、こうした事業者の事業継続計画（ＢＣＰ）の策定、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等とも協力し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。    　　※　事業継続マネジメント（ＢＣＭ）  　　　　　ＢＣＰ策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。  （引用：内閣府作成　事業継続ガイドラインより） | 第１節　防災意識の高揚  府、市町村をはじめ防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施等、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。  第１　防災知識の普及啓発  府、市町村をはじめ防災関係機関は、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。    １　普及啓発の内容  (1)　災害等の知識  ア　規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性  イ　各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置  ウ　地域の地形、危険場所  エ　過去の災害から得られた教訓の伝承  オ　地域社会への貢献  カ　応急対応、復旧・復興に関する知識  (2)　災害への備え  ア　最低３日間できれば１週間分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活物資の備蓄  イ　非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備  ウ　飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備  エ　負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策  オ　指定緊急避難場所・避難路・指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認  カ　住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性  キ　自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練等への参加  ク　地震保険、火災保険の加入の必要性  ケ　警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始といった避難情報の発令時にとるべき行動  コ　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動  (3)　災害時の行動  ア　身の安全の確保方法  イ　情報の入手方法  ウ　気象予警報や避難情報等の意味  エ　緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動  オ　津波発生時（大きな長い揺れが継続した場合）にとるべき行動  カ　地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項  キ　避難行動要支援者への支援  ク　初期消火、救出救護活動  ケ　心肺蘇生法、応急手当の方法  コ　避難生活に関する知識  サ　自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加  シ　自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力  ス　災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力  ２　普及啓発の方法  (1)　パンフレット等による啓発  防災パンフレット、ビデオ等を作成、活用するとともに、広報紙（誌）及びテレビ、ラジオ等のマスメディア、ホームページ（インターネット）を活用した普及啓発を実施する。啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災、熊本地震等の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、ビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、視覚障がい者・聴覚障がい者や外国人等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。  (2)　活動等を通じた啓発  防災週間、防災とボランティアの週間及び津波防災の日をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。  (3)　防災教育啓発施設の整備、活用  住民が防災意識を高め、また対応力を向上することができるよう、防災資料館、疑似体験施設等を備えた防災教育啓発施設（津波・高潮ステーション等）を整備し、活用する。  第２　防災教育  １　学校における防災教育  防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における防災教育が重要である。学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校・中学校・高等学校等の発達段階に応じた防災教育を実施する。  (1)　教育の内容  ア　気象、地形、地震、津波についての正しい知識  イ　防災情報の正しい知識  ウ　気象予警報や避難情報等の意味  エ　身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法  オ　災害等についての知識  カ　ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成  (2)　教育の方法  ア　防災週間等を利用した訓練の実施  イ　教育用防災副読本、ビデオの活用  ウ　特別活動等を利用した教育の推進  エ　防災教育啓発施設の利用  オ　防災関係機関との連携  カ　緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用  キ　自主防災組織、ボランティア等との連携  (3)　教職員の研修  教育庁、教育委員会は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。  (4)　学校における防災教育の手引き  　 「学校における防災教育の手引き」等を通じて防災教育を充実する。  (5)　校内防災体制の確立  学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。  ２　消防団等による防災教育  （略）  第３　災害教訓の伝承  （略）    第２節　自主防災体制の整備  府及び市町村は、住民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。  第１　地区防災計画の策定等  人口減少社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、市町村は、高齢者や障がい者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。  また、市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。  市町村防災会議は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。  なお、市町村防災会議は、市町村地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市町村防災会議に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。  第２　自主防災組織の育成  市町村は、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の結成及び育成、消防団や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努める。  さらに、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、高齢者や障がい者、女性、子どもたちの参画の促進に努める。  府は、市町村が推進する自主防災組織の結成及び育成に関し、必要な協力を行う。  １　活動内容  (1)　平常時の活動  ア　防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催等）  イ　災害発生の未然防止（消火器等の防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断等）  ウ　災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所・津波避難ビル等の把握、防災資機材や備蓄品の管理等）  エ　災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・指定避難所開設運営・炊き出し訓練等）  オ　復旧・復興に関する知識の習得  (2)　災害時の活動  ア　避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助等）  イ　救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等）  ウ　出火防止・初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火等）  エ　情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市町村への伝達、救援情報等の住民への周知等）  オ　物資分配（物資の運搬、給食、分配）  カ　指定避難所の自主的運営  ２　育成方法  （略）  ３　各種組織の活用  （略）  第３　事業者による自主防災体制の整備  府及び市町村は、事業者に対して、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。  また、府及び市町村は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。  １　啓発の内容  (1)　平常時の活動  ア　事業継続計画（ＢＣＰ）の策定・運用  イ　防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用等）  ウ　災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備等）  エ　災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資・資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認等）  オ　災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練等）  カ　地域活動への貢献（防災訓練等地域活動への参加、自主防災組織との協力）  (2)　災害時の活動  ア　従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認（従業員の家族含む。）、避難誘導、避難行動要支援者への援助等）  イ　救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等）  ウ　出火防止・初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火等）  エ　情報伝達（地域内での被害情報の市町村への伝達、救援情報等の周知等）  オ　地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、津波避難ビルや、帰宅困難者対策のための施設の開放等）  ２　啓発の方法  （略）  第４　救助活動の支援  （略）    第３節　ボランティアの活動環境の整備  （略）    第４節　企業防災の促進  　事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、運用するよう、努める。  また、東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組みを通じて、企業防災の推進に努める。  特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、府及び市町村との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。  府及び市町村は、こうした事業者の事業継続計画（ＢＣＰ）の策定、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等とも協力し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。    　　※　事業継続マネジメント（ＢＣＭ）  　　　　　ＢＣＰ策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善等を行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。  （引用：内閣府作成　事業継続ガイドラインより） |

| 府地域防災計画（平成26年3月） | 今回変更 |
| --- | --- |
| 第１節　都市防災機能の強化  府、市町村をはじめ防災関係機関は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震・耐水対策などにより、災害に強い都市基盤を計画的に形成し、都市における防災機能の強化に努める。  都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路、都市公園等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努め、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」を活用する。  府は、「大阪府都市基盤整備中期計画（案）改定版」等に基づき、安全で安心できる都市づくりを目指し、都市型水害への対応、洪水・高潮・土砂災害への対応、安全な市街地を支える都市基盤の整備等を重点的に推進する。  地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関しては、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備広域避難場所の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、市町村の都市防災対策を促進する。  市町村は、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表に努めるとともに、「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進する。  第１　防災空間の整備, 第２　都市基盤施設の防災機能の強化  （略）  第３　密集市街地の整備促進  府及び市町は、関係機関等と連携し、防災性の向上を図るべき密集市街地として位置付けた「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」等において、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等に基づき、建物の不燃化・耐震化の促進や公共施設の整備等を図る。  さらに、「地震時等に著しく危険な密集市街地」（府内７市11地区2,248ha）について、平成32年度までに解消することを目指し、今後作成する「大阪府密集市街地整備方針」等を踏まえ、以下の方向性を基本に地域の特性に応じて検討し、適切な進捗管理のもと、燃えにくいまち、避難できるまちの形成を積極的に進める。あわせて災害に強い都市構造の形成に向けて、地区内の延焼遮断帯や地域拠点等の整備促進を図る。  １　地区公共施設（道路・公園など）の重点的整備,７　地域防災力の向上  （略）  第４　建築物の安全性に関する指導等～第６　ライフライン・放送施設災害予防対策  （略）  第７　災害発生時の廃棄物処理体制の確保  　府及び市町村は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。  １　し尿処理（府、市町村）, ２　ごみ処理（府、市町村）  （略）  ３　災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理（府、市町村）  (1)　市町村は、あらかじめ仮置場の候補地、及び最終処分までの処理ルートを検討しておく。また、仮置場の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。  (2)　府又は市町村は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。  (3)　市町村は、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。  (4)　府は、市町村間等の協力体制の整備について支援する。  (5)　府は、廃棄物処理関係団体との協力体制を確保するとともに、市町村相互の協力体制等による府域での処理が困難な場合に備え、関西広域連合や国との広域的な協力体制の確保に努める。  第２節　地震災害予防対策の推進  第１　大阪府地震防災アクションプランの推進  大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、国、府、市町村、関係機関、事業者、住民等が、様々な対策によって、被害軽減を図ることが肝要である。  このため、平成18年度に府が行った大規模地震の被害想定調査（「第２　大規模地震の被害想定（平成18年度公表）」参照）をもとに、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、被害（人的被害・経済被害）を10年間（平成20～29年度）で半減させることなどを目標とする「大阪府地震防災アクションプラン」（平成21年１月策定）を定め、これに基づき、府の地震防災対策を推進する。  なお、平成25年度に府が実施した南海トラフ巨大地震による被害想定の結果（「第３　大規模地震の被害想定（平成25年度公表）」参照）を踏まえ、本プランの改訂に向けた検討を行う。  第２　大規模地震の被害想定（平成18年度公表）  １　府内の地震動予測  （略）  ２ 府内の被害想定  （略）  第３　大規模地震の被害想定（平成25年度公表）  １　府内の地震動予測  （略）  ２ 府内の被害想定  （略）  第４　大阪府地震防災アクションプランの概要　～震災に負けない大阪を目指して～  １　目標  (1) 減災目標  今後10年間（平成20～29年度）で地震被害（人的被害・経済被害）を半減させる。  (2) 生活支援目標  ・平時から、食糧や生活必需物資の確保に努めるとともに、発災時には関係機関と協力し、緊急物資を確実に被災者へ届ける。  ・被災者の状況に応じてきめ細かな支援を実施し、避難生活における安全な環境を確保する。  ・被災者の生活基盤や経済活動の早期回復を支援するとともに、発災後早期に総合的な復興計画を策定し、防災に配慮した安全・安心の新しいまちづくりを進める。  ２　施策の体系  施策の柱 減災目標を達成するための施策体系 （１）災害応急体制の強化～府の体制整備と広域連携の強化～ 施策名 【１】大阪府の防災態勢の整備 【２】情報の収集・伝達・発信体制の強化 【３】広域的な連携の強化 【４】二次災害の防止 （２）地震に強い都市基盤の整備 施策名 【５】公共土木施設の耐震化 【６】緊急輸送昨日の確保 【７】防災都市づくりの推進 【８】避難地・避難路の確保 （３）じゅうたきう・建築物の耐震化 施策名 【９】住宅・建築物の耐震化の促進 【１０】浮遊建築物の耐震化の促進 （４）災害時医療体制の充実 施策名 【１１】救出救助及び現地医療活動 【１２】負傷者の搬送 【１３】広報医療体制 【１４】災害時医療を支える人材の育成、医料品等の確保 （５）地域防災力の向上 施策名 【１５】次女。共助意識の高揚 【１６】消防団の活性化 【１７】自主防災組織の充実 【１８】消火施設の確保 （６）津波対策の推進～津波の死者「ゼロ」を目指して～ 施策名 【１９】津波防御施設の整備 【２０】水門・鉄扉（陸閘）等の迅速な閉鎖 【２１】津波防災意識の啓発 【２２】津波からの避難対策の推進 生活支援目標を達成するための施策体系 （７）食糧・物資等の確保・供給 施策名 【２３】食糧・物資等の確保 【２４】食糧・物資等の輸送体制の確立 （８）避難生活者に対する支援 施策名 【２５】避難生活の安全確保と健康管理 【２６】災害時要援護者に対する支援 【２７】防災ボランティアとの連携 【２８】被災地域の生活環境の維持 【２９】社会秩序の維持 （９）企業防災の支援と帰宅j困難者対策 施策名 【３０】企業における防災活動への支援 【３１】帰宅困難者対策の推進 【３２】危険物貯蔵施設等の防災対策の促進 （１０）生活再建の支援と総企Gの復旧・復興 施策名 【３３】被災者の生活再建 【３４】まちの復旧・復興  第５　地震・津波観測体制の整備  （略）  第６　建築物の耐震対策等の促進  府、市町村をはじめ建築関係団体等は、密接に連携して、「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」に基づき、耐震性が不十分な建築物について、耐震診断及び耐震改修等を促進し、平成27年度の府内建築物の耐震化率９割の目標達成をめざす。  また、非構造部材の脱落防止等の落下物対策、超高層ビルにおける長周期地震動対策、液状化対策等を適切に実施する。  １　公共建築物, ２　民間建築物  （略）  第７　土木構造物の耐震対策等の推進  府、近畿地方整備局をはじめ土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策等を推進する。  １　基本的考え方～６　農業用施設  （略）  ７　港湾、漁港施設  海上輸送基地の岸壁等の耐震対策を実施する。  国、港湾管理者等の関係機関は港湾法の改正（平成25年11月22日）を踏まえ、港湾の相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策、緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能の確保、航路等の水域沿いの民間港湾施設の適切な維持管理等について検討を行う。  ８　海岸保全施設, ９　空港、航空保安施設  （略）  第８　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備  府は、市町村をはじめ防災関係機関等と協力し、地震防災対策特別措置法に定める地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図るものとする。  １　第四次地震防災緊急事業五箇年計画  (1)　対象地区  府全域  (2)　計画の初年度  平成２３年度  (3)　計画対象事業  ①　避難地  ②　避難路  ③　消防用施設  ④　消防活動が困難である区域の解消に資する道路  ⑤　緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設、又は漁港施設  ⑥　共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設  ⑦　公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの  ⑧　社会福祉施設、公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの  ⑨　公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの  ⑩　公立特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの  ⑪　⑦～⑩までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの  ⑫　津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設  ⑬　砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの  ⑭　地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設  ⑮　地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備  ⑯　地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備  ⑰　地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫  ⑱　負傷者を一時的に受入れ及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材  ⑲　老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策  ⑳　①～⑲に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの  第３節　津波災害予防対策の推進  第１　想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方  （略）  第２　ハード・ソフトを組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくりの推進  （「津波防災地域づくりに関する法律」）  １　推進計画の作成等  (1)　府  （略）  (2)　沿岸市町  沿岸市町は、国土交通大臣の基本指針に基づき、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を必要に応じて作成する。  沿岸市町は、津波によって浸水が予想される地域について府が示す浸水予測図に基づき、避難場所・避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。  津波については、特に個人の避難行動が重要であることに鑑み、国や府と連携し、津波の危険や津波警報・避難指示等の意味合い、避難方法等を住民等に広く啓発する。  (3)　防災関係機関～(5)　河川、海岸、港湾及び漁港の管理者  （略）  ２　津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域の指定  （略）  第３　防潮堤等の整備等  府は、大阪市と連携し、府が設定した津波浸水想定の結果を踏まえ、液状化による防潮堤や河川堤防の沈下対策について、重点化及び優先順位の考え方を明らかにした上で、実施計画を策定し、早急に取り組む。また、津波が防潮堤を越えても直ぐには倒壊しない「粘り強い構造」に向けた防潮堤の補強対策を進める一方、住民の避難行動を支援するため、防潮水門の閉鎖の迅速化や遠隔操作化の施設整備を行うとともに、確実に閉鎖できるよう通信経路の二重化など信頼性確保に努めるものとする。また、防潮水門及び内水排除施設が津波の襲来後にも、速やかに機能復帰できるよう電気設備等の耐水機能の確保に努めるものとする。  なお、防潮堤からの溢水による長期湛水に備え、防潮堤の仮締切やポンプ場の機能確保やポンプ車による排水等、早急な復旧策についての検討を進める。  第４　津波・高潮ステーション  （略）  第５　津波から「逃げる」ための総合的な対策  府、沿岸市町は、「津波に強い地域づくり連絡会議」等を活用し、連携しながら、発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及・啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策を総合的に取り組む。  １　津波に対する知識の普及・啓発  （略）  ２ 大阪府版避難勧告等の判断・伝達マニュアル（津波版）及び作成ガイドラインの策定  府は、市町村と共同で作成した「大阪府版避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成19年11月）について、南海トラフ巨大地震による津波の被害想定を踏まえ、沿岸市町と共同して津波版のガイドラインを策定し、沿岸市町はマニュアルを策定する。  ３　津波避難誘導  (1)　津波避難計画等及び同策定指針の策定  （略）  (2)　学校・病院、大規模施設等の津波避難誘導  学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、津波発生時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。  学校においては、避難方法、保護者への連絡、避難所に指定された場合等の応急対応策について、あらかじめ学校ごとに取りまとめ、緊急時に備える。  ４　南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施  （略）  ５　水防と河川管理の連携  府は、水防計画の策定にあたって、津波の発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。  ６　避難関連施設の整備  （略）  ７　地下空間対策  民間ビルも含めた地下街、地下駅等の地下空間について、新たな知見に基づく対策が明らかになるまでの間、津波浸水想定区域における沿岸市町及び地下街等の所有者又は管理者は、水防法に準拠した次の取組みを行うとともに、地下街等の所有者又は管理者は、地下出入口への止水板の設置、止水扉の設置や電動化等のハード整備を進める。具体的な対策については、国、府、沿岸市町、事業者、関係機関が連携して検討を行う。  (1) 府の津波浸水想定の結果を踏まえ、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なものは、市町村地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるとともに、住民に周知させるため、①～③の事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。  ① 津波に関する情報の伝達方法  ② 避難場所その他津波襲来時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な  事項  ③ 地下街等の施設の名称及び所在地  ④ 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する津波に関する情報等の伝達方法  (2)　地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告する。また、当該計画を公表するとともに、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。  ８　津波に強いまちづくり  （略）  第４節　水害予防対策の推進  　府、市町村をはじめ関係機関は、河川・港湾・海岸・ため池における洪水や高潮等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。  第１　洪水対策  （略）  「第４節　水害予防対策の推進　第４　下水道の整備」より移動⇒    第２　高潮対策  　伊勢湾台風級の超大型台風による高潮に十分対処できるよう、高潮対策を実施する。  １　河川地域  （略）  ２　海岸地域  府は、泉州海岸及び布屋海岸において、防潮堤嵩上げ等の整備を進めるとともに、泉州海岸における水門、樋門、門扉等の機能高度化（遠隔監視、遠隔操作等）を推進する。  大阪市は、大阪港において、直下型の大規模地震に強い堤防の補強をはじめ、液状化対策等を進める。  ３　津波・高潮ステーションの運用  （略）  第３　水害減災対策  洪水や高潮に対する事前の備えと洪水や高潮時の迅速かつ的確な情報提供・避難により、水災の軽減を図るため、洪水予報、水位周知河川の避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の発表、水防警報の発表、浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示、避難体制の整備を行う。  １　洪水予報及び水防警報等  (1) 洪水予報  （略）  (2)　避難判断水位（特別警戒水位）の設定及び到達情報の発表  府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるとして指定した河川〔水位周知河川（水位情報周知河川）〕において、避難判断水位（特別警戒水位）、はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者等に通知する。  また、避難判断水位（特別警戒水位）に到達したときは、市町村長に通知するとともに報道機関の協力を求めて一般に周知する。  (3)　水防警報の発表  ア　近畿地方整備局は、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川について、洪水のおそれがあると認めるときは水防警報を行い、直ちに府に通知する。  イ　府は、管理河川、海岸のうち、洪水又は、高潮により重大な損害を生ずるおそれのあると認めて指定した河川、海岸について、洪水又は高潮のおそれがあると認めるときは水防警報を行う。  ウ　府は、上記アにより通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。  エ　水防管理者は、水防警報が発せられたときは、水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認めたときは、水防団及び消防機関を出動又は、出動準備させる。  (4) 水位情報の公表  府は、管理河川、海岸のうち、水位・潮位観測所を設置した河川、海岸においては、その水位の状況の公表を行う。  (5) 浸水想定区域の指定・公表  ア　近畿地方整備局は、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。  イ　府は、洪水予報河川及び水位周知河川（水位情報周知河川）が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。  (6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保  ア　市町村は、浸水想定区域の指定があった場合は、市町村地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとし、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。  ① 洪水予報等の伝達方法  ② 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項  ③ 浸水想定区域内の地下街等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び　浸水の防止を図ることが必要なもの、又は主として避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの、大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地  ④ 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法  イ　上記アにより市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、次の措置を講じる。  ① 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画を公表する。 また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。  ② 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）の作成、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。  ③ 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。  ２　「寝屋川流域水害対策計画」の推進    （略）  ３　洪水リスクの開示  (1)　洪水リスクの開示  （略）  (2)　洪水リスクの周知及び利用  府及び市町村は、公表された洪水リスクを住民に周知させるため、説明会・講習会等の必要な措置を講じるように努めるとともに、洪水時の円滑な迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を策定する際に参考とする。  ４　防災訓練の実施・指導  (1)　防災訓練の実施  府及び市町村は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。  (2)　地下街等の防災訓練  （略）  「第３節　津波災害予防対策の推進　第５　津波から「逃げる」ための総合的な対策」  より移動、一部文言修正⇒  ５　水防団の強化  （略）  第４　下水道の整備  　府及び市町村は、市街地における浸水被害の軽減を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。  第５　ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策    （略）  第６　地盤沈下対策  （略）  」  第５節　土砂災害予防対策の推進  　府、市町村及び近畿地方整備局は、土砂災害を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施する。  第１　土砂災害警戒区域等における防災対策  　土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。  １　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定  府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市町村長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第６条・８条）を行う。    ２　指定区域内での開発規制～３建築物の構造規制  （略）  ４　建築物の移転等の勧告  土砂災害時に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。  ５　警戒避難体制等  市町村は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、円滑な警戒避難が行なわれるために必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。また、警戒区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要するものが利用する施設がある場合には、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第７条）  ６　「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の周知  （略）  第２　土石流対策（砂防）～第４　急傾斜地崩壊対策  （略）  第５　土砂災害警戒情報の作成・発表  大阪管区気象台と府は連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、市町村長が防災活動や住民への避難勧告等の災害予防対応を適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市町村長等に通知する。  また、土砂災害警戒情報の事前情報として土砂災害警戒準備情報を大阪府独自で発表する。  第６　山地災害対策～第８　道路防災対策  （略）  第６節　危険物等災害予防対策の推進  第１　危険物災害予防対策  　市町村（消防本部及び消防署を置かない市町村の場合は府）は、消防法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。  １　規制～４　啓発  （略）  第２　高圧ガス災害予防対策～第６　管理化学物質災害予防対策  （略）  第７　石油コンビナート等災害予防対策  　石油コンビナート等災害防止法に定める特別防災区域に存在する危険物タンクの火災や高圧ガスタンクの爆発等により、特別防災区域を超えて、周辺住民の避難を伴う大きな被害が発生する場合に備え、大阪府石油コンビナート等防災計画との整合性を図りつつ、府、市町村、事業者、関係機関が連携して必要な検討を行い、周辺住民の避難対策等に取り組む。  第７節　火災予防対策の推進  （略） | 第１節　都市防災機能の強化  府、市町村をはじめ防災関係機関は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震・耐水対策等により、災害に強い都市基盤を計画的に形成し、都市における防災機能の強化に努める。  都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路、都市公園等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努め、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」を活用する。  府は、「大阪府都市整備中期計画（案）」等に基づき、安全で安心できる都市づくりを目指し、都市型水害への対応、洪水・高潮・土砂災害への対応、安全な市街地を支える都市基盤の整備等を重点的に推進する。  地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関しては、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難場所の確保等、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、市町村の都市防災対策を促進する。  市町村は、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表に努めるとともに、「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進する。  第１　防災空間の整備, 第２　都市基盤施設の防災機能の強化  （略）  第３　密集市街地の整備促進  府及び市町は、関係機関等と連携し、防災性の向上を図るべき密集市街地として位置付けた「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」等において、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等に基づき、建物の不燃化・耐震化の促進や公共施設の整備等を図る。  さらに、「地震時等に著しく危険な密集市街地」（府内７市11地区2,248ha）について、平成26年3月に策定した「大阪府密集市街地整備方針」等を踏まえ、以下の方向性を基本に地域の特性に応じて検討し、適切な進捗管理のもと、燃えにくいまち、避難できるまちの形成を積極的に進める。あわせて災害に強い都市構造の形成に向けて、地区内の延焼遮断帯や地域拠点等の整備促進を図る。  １　地区公共施設（道路・公園等）の重点的整備～７　地域防災力の向上  （略）  第４　建築物の安全性に関する指導等～第６　ライフライン・放送施設災害予防対策  （略）  第７　災害発生時の廃棄物処理体制の確保  　府及び市町村は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。  １　し尿処理（府、市町村）, ２　ごみ処理（府、市町村）  （略）  ３　災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理（府、市町村）  (1) 市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき，適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。  (2) 府は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。  (3) 府は、大量の災害廃棄物の発生に備え、国や他の府県と協力して、広域処理体制の確立や十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。  　また、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。  (4) 府又は市町村は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。  第２節　地震災害予防対策の推進  第１　新・大阪府地震防災アクションプランの推進  大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、国、府、市町村、関係機関、事業者、住民等が、様々な対策によって、被害軽減を図ることが肝要である。  このため、府が行った大規模地震（直下型及び東南海・南海）の被害想定調査（「第２　大規模地震（直下型）の被害想定（平成18年度公表）」参照）及び大規模地震（海溝型）の被害想定調査「第３　大規模地震（海溝型）の被害想定（平成25年度公表）」をもとに、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、人的被害を10年間（平成27～36年度：そのうち平成27～29年度を集中取組期間とする）で９割減させることなどを目標とする「新・大阪府地震防災アクションプラン」（平成27年3月策定）を定め、これに基づき、府の地震防災対策を推進する。  第２　大規模地震（直下型及び東南海・南海）の被害想定（平成18年度公表）  １　府内の地震動予測  （略）  ２ 府内の被害想定  （略）  第３　大規模地震（海溝型）の被害想定（平成25年度公表）  １　府内の地震動予測  （略）  ２ 府内の被害想定  （略）  第４　新・大阪府地震防災アクションプランの概要  １　目標  (1) 減災目標  　　＜人的被害（死者数）＞  ・集中取組期間（平成27～29年度）で『半減』  ・取 組 期 間（平成27～36年度）で『９割減』をめざす。  　　　 ＜経済被害（被害額）＞  ・取組期間（平成27～36年度）で「５割減」をめざす。  ２　施策の体系  ・ガイドライン作成  ・技術的情報支援、国制度含む支援、人材派遣  による支援　　等  市　町　村  計画的な災害対策  ・地域防災計画の  修正  ・「南海トラフ地震防災対策推進計画」の策定  ・地区防災計画策定等に基づく、「基礎自治体」としての住民協働による取組み強化  **支　援**  連携  大　阪　府  府庁の行政機能の維持  ・大阪府災害等応急対策実施要領の改訂と運用  ・府庁ＢＣＰの改訂と運用  巨大地震や大津波から  府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策  （主な重点アクション）  ・防潮堤の津波浸水対策  ・水門の耐震化等の推進  ・密集市街地対策の推進  ・建築物の耐震化促進  ・「逃げる」施策の総合化、  　地域防災力の強化  ・学校等における防災  教育の徹底  ミッションⅠ  地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策  （主な重点アクション）  ・災害医療体制の整備  ・広域緊急交通路等の  通行機能確保  ・備蓄、集配体制の強化  ・帰宅困難者対策の確立  ミッションⅡ  ｢大都市・大阪｣の府民生活と経済の、迅速な回復のための、復旧復興対策  （主な重点アクション）  ・災害廃棄物等適正処理  ・応急仮設住宅の早期供給体制の整備  ・中小企業に対するＢＣＰ等の取組み支援  ミッションⅢ  第５　地震・津波観測体制の整備  （略）  第６　建築物の耐震対策等の促進  府、市町村をはじめ建築関係団体等は、密接に連携して、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」に基づき、耐震性が不十分な建築物について、耐震診断及び耐震改修等を促進し、耐震化率（府民みんなでめざそう値）を住宅については平成37年までに95％、多数の者が利用する建築物については平成32年までに95％の目標達成をめざす。  また、非構造部材の脱落防止等の落下物対策、超高層ビルにおける長周期地震動対策、液状化対策等を適切に実施する。  １　公共建築物, ２　民間建築物  （略）  第７　土木構造物の耐震対策等の推進  府、近畿地方整備局をはじめ土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策等を推進する。  １　基本的考え方～６　農業用施設  （略）  ７　港湾、漁港施設  海上輸送基地の岸壁等の耐震対策を実施する。  国、港湾管理者等の関係機関は港湾法の改正（平成25年11月22日）を踏まえ、港湾の相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策や緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能の確保に努める。  ８　海岸保全施設, ９　空港、航空保安施設  （略）  第８　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備  府は、市町村をはじめ防災関係機関等と協力し、地震防災対策特別措置法に定める地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図るものとする。  １　第五次地震防災緊急事業五箇年計画  (1)　対象地区  府全域  (2)　計画の初年度  平成２８年度  (3)　計画対象事業  ①　避難地  ②　避難路  ③　消防用施設  ④　消防活動が困難である区域の解消に資する道路  ⑤　緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設、又は漁港施設  ⑥　共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設  ⑦　公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの  ⑧　社会福祉施設、公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの  ⑨　公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの  ⑩　公立特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの  ⑪　⑦～⑩までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの  ⑫　津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設  ⑬　砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの  ⑭　地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設  ⑮　地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備  ⑯　地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備  ⑰　地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫  ⑱　負傷者を一時的に受入れ及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材  ⑲　老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策  ⑳　①～⑲に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの  第３節　津波災害予防対策の推進  第１　想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方  （略）  第２　ハード・ソフトを組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくりの推進  （「津波防災地域づくりに関する法律」）  １　推進計画の作成等  (1)　府  （略）  (2)　沿岸市町  沿岸市町は、国土交通大臣の基本指針に基づき、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を必要に応じて作成する。  沿岸市町は、津波によって浸水が予想される地域について府が示す浸水予測図に基づき、避難場所・避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。  津波については、特に個人の避難行動が重要であることに鑑み、国や府と連携し、津波の危険や津波警報・避難情報等の意味合い、避難方法等を住民等に広く啓発する。  (3)　防災関係機関～(5)　河川、海岸、港湾及び漁港の管理者  （略）  ２　津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域の指定  （略）  第３　防潮堤等の整備等  府は、大阪市と連携し、府が設定した津波浸水想定の結果を踏まえ、液状化による防潮堤や河川堤防の沈下対策について、重点化及び優先順位の考え方を明らかにした上で、早急に取り組む。また、津波が防潮堤を越えても直ぐには倒壊しない「粘り強い構造」に向けた防潮堤の補強対策を進める一方、住民の避難行動を支援するため、防潮水門の閉鎖の迅速化や遠隔操作化の施設整備を行うとともに、確実に閉鎖できるよう通信経路の二重化等、信頼性確保に努めるものとする。また、防潮水門及び内水排除施設が津波の襲来後にも、速やかに機能復帰できるよう電気設備等の耐水機能の確保に努めるものとする。  なお、防潮堤からの溢水による長期湛水に備え、防潮堤の仮締切やポンプ場の機能確保やポンプ車による排水等、早急な復旧策についての検討を進める。  第４　津波・高潮ステーション  （略）  第５　津波から「逃げる」ための総合的な対策  府、沿岸市町は、「津波に強い地域づくり連絡会議」等を活用し、連携しながら、発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及・啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策を総合的に取り組む。  １　津波に対する知識の普及・啓発  （略）  ２　津波避難誘導  (1)　津波避難計画等及び同策定指針の策定  （略）  (2)　学校・病院、大規模施設等の津波避難誘導  学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、津波発生時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。  学校においては、避難方法、保護者への連絡、指定避難所に指定された場合等の応急対応策について、あらかじめ学校ごとに取りまとめ、緊急時に備える。  ３　南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施  （略）  ⇒「第４節　水害予防対策の推進　第４　水害減災対策」へ移動  ４　避難関連施設の整備  （略）  ５　地下空間対策  民間ビルも含めた地下街、地下駅等の地下空間について、新たな知見に基づく対策が明らかになるまでの間、津波浸水想定区域における沿岸市町及び地下街等の所有者又は管理者は、水防法に準拠した次の取組みを行うとともに、地下街等の所有者又は管理者は、地下出入口への止水板の設置、止水扉の設置や電動化等のハード整備を進める。具体的な対策については、国、府、沿岸市町、事業者、関係機関が連携して検討を行う。  (1) 府の津波浸水想定の結果を踏まえ、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なものは、市町村地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるとともに、住民に周知させるため、①～③の事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。  ① 津波に関する情報の伝達方法  ② 避難場所その他津波襲来時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な  事項  ③ 地下街等の施設の名称及び所在地  ④ 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する津波に関する情報等の伝達方法  (2)　地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告する。また、当該計画を公表するとともに、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。  ６　津波に強いまちづくり  （略）  第４節　水害予防対策の推進  　府、市町村をはじめ関係機関は、河川・下水道・港湾・海岸・ため池における洪水、雨水出水、高潮等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。  第１　洪水対策  （略）  第２　雨水出水対策  　府及び市町村は、市街地における浸水被害の軽減を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。  第３　高潮対策  　伊勢湾台風級の超大型台風による高潮に十分対処できるよう、高潮対策を実施する。  １　河川地域  （略）  ２　海岸地域  府は、泉州海岸において、防潮堤嵩上げ等の整備を進めるとともに、泉州海岸における水門、樋門、門扉等の機能高度化（遠隔監視、遠隔操作等）を推進する。  大阪市は、大阪港において、直下型の大規模地震に強い堤防の補強をはじめ、液状化対策等を進める。  ３　津波・高潮ステーションの運用  （略）  第４　水害減災対策  洪水、雨水出水、高潮に対する事前の備えと洪水や高潮時の迅速かつ的確な情報提供・避難により、水災の軽減を図るため、洪水予報、水位周知河川の洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)、水位周知下水道の雨水出水特別警戒水位、水位周知海岸の高潮特別警戒水位の到達情報の発表、水防警報の発表、想定し得る最大規模の降雨・高潮による浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示、避難体制の整備を行う。  １　洪水予報及び水防警報等  (1) 洪水予報  （略）  (2)　特別警戒水位の設定及び到達情報の発表  ア　府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるとして指定した河川〔水位周知河川（水位情報周知河川）〕において、洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)、警戒水位（氾濫注意水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。  イ　府又は市町村は、各々が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した下水道（水位周知下水道）において、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（雨水出水特別警戒水位）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。  ウ　府は、管理海岸のうち、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸（水位周知海岸）において、高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位（高潮特別警戒水位）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。  (3)　水防警報の発表  ア　近畿地方整備局は、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川について、洪水のおそれがあると認めるときは水防警報を行い、直ちに府に通知する。  イ　府は、管理河川、海岸のうち、洪水又は、高潮により重大な損害を生ずるおそれのあると認めて指定した河川、海岸について、洪水又は高潮のおそれがあると認めるときは水防警報を行い、直ちに水防管理者に通知する。  ウ　府は、上記アにより通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。  エ　水防管理者は、水防警報が発せられたときは、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めたときは、水防団及び消防機関を出動又は、出動準備させる。  (4) 水位情報の公表  府及び市町村は、管理河川、下水道、海岸のうち、水位・潮位観測所を設置した河川、下水道、海岸においては、その水位の状況の公表を行う。  (5) 浸水想定区域の指定・公表  ア　近畿地方整備局は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。  イ　府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川（水位情報周知河川）が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。  ウ　府及び市町村は、想定し得る最大規模の降雨により、水位周知下水道に指定した排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。  エ　府は、想定し得る最大規模の高潮により、水位周知海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。  (6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保  ア　市町村は、浸水想定区域の指定があった場合は、市町村地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとし、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。  ① 洪水予報等の伝達方法  ② 避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項  ③ 浸水想定区域内の地下街等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、又は主として避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの、大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地  ④ 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法  イ　上記アにより市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、次の措置を講じる。  ① 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画を公表する。 また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施し、その訓練結果を市町村長に報告する。  ② 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）の作成、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。  ③ 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。  ２　「寝屋川流域水害対策計画」の推進    （略）  ３　洪水リスクの開示  (1)　洪水リスクの開示  （略）  (2)　洪水リスクの周知及び利用  府及び市町村は、公表された洪水リスクを住民に周知させるため、説明会・講習会等の必要な措置を講じるように努めるとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を策定する際に参考とする。  ４　防災訓練の実施・指導  (1)　防災訓練の実施  府及び市町村は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。  (2)　地下街等の防災訓練  （略）  ５　水防と河川管理等の連携  府は、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者等の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化するものとする。  ６　水防団の強化  （略）  ⇒「第４節　水害予防対策の推進　第２　雨水出水対策」へ移動    第５　ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策  （略）  第６　地盤沈下対策  （略）  第５節　土砂災害予防対策の推進  　府、市町村及び近畿地方整備局は、土砂災害を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施する。  第１　土砂災害警戒区域等における防災対策  　土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。  １　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定  府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市町村長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第７条・９条）し、その範囲を示した図面を公表する。    ２　指定区域内での開発規制～３建築物の構造規制  （略）  ４　建築物の移転等の勧告  土砂災害特別警戒区域においては、土砂災害発生時に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。  ５　警戒避難体制等  市町村は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、円滑な警戒避難が行なわれるために必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。また、要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第７条）  ６　「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の周知  （略）  第２　土石流対策（砂防）～第４　急傾斜地崩壊対策  （略）  第５　土砂災害警戒情報の作成・発表  大阪管区気象台と府は連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、市町村長が防災活動や住民への避難勧告等の災害予防対応を適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努める。  また、土砂災害警戒情報の事前情報として土砂災害警戒準備情報を大阪府独自で発表する。  第６　山地災害対策～第８　道路防災対策  （略）  第６節　危険物等災害予防対策の推進  第１　危険物災害予防対策  　市町村（消防本部）は、消防法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。  １　規制～４　啓発  （略）  第２　高圧ガス災害予防対策～第６　管理化学物質災害予防対策  （略）  第７　石油コンビナート等災害予防対策  　石油コンビナート等災害防止法に定める特別防災区域に存在する危険物タンクの火災や高圧ガスタンクの爆発等により、特別防災区域を超えて、周辺住民の避難を伴う大きな被害が発生する場合に備え、大阪府石油コンビナート等防災計画との整合性を図りつつ、府、市町村、特定事業者、関係機関が連携して必要な検討を行い、周辺住民の避難対策等に取り組む。  第７節　火災予防対策の推進  （略） |